

三原村創生総合戦略

三原村だからできる
～ 課題解決先進地 三原村 ～

第2期計画

令和2年3月

(令和5年4月改定版)

三 原 村

基本目標 2：新しい人の流れをつくる

- 基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - ・具体的施策とK P I・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - ・具体的な事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

基本目標 3：子育て及び人づくりの環境整備

- 基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - ・具体的施策とK P I・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - ・具体的な事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

基本目標 4：地域の連携により人々の暮らしを守る

- 基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - ・具体的施策とK P I・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - ・具体的な事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

1 三原村の現状

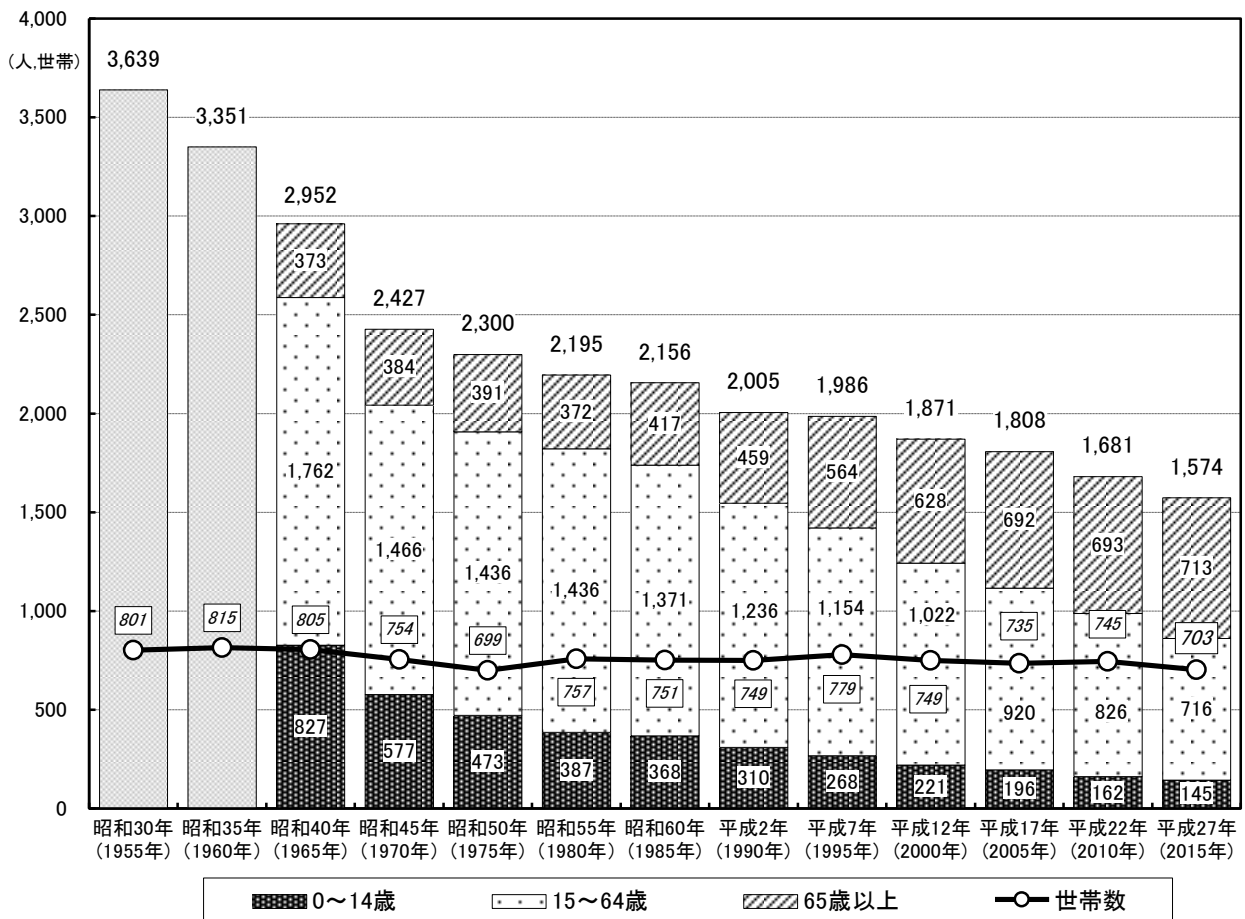
(1) 三原村人口の現状

①人口及び年齢区分別の人口の状況

○三原村は、明治22年(1889年)に村制を施行し、統計上遡って把握できる明治36年(1903年)高知県統計書では520戸、人口2,681人とされている。その後、人口は増減を繰り返す、昭和25年(1950年)の国勢調査で3,665人と最も多くを数えたが、以降については現在に至るまで一貫して人口減少が続いている。

○0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口についても一貫して減少傾向が続いている。また、65歳以上の老年人口は平成17年(2005年)まで増加した後、横ばい状況に転じている。

国勢調査による人口・世帯数の推移



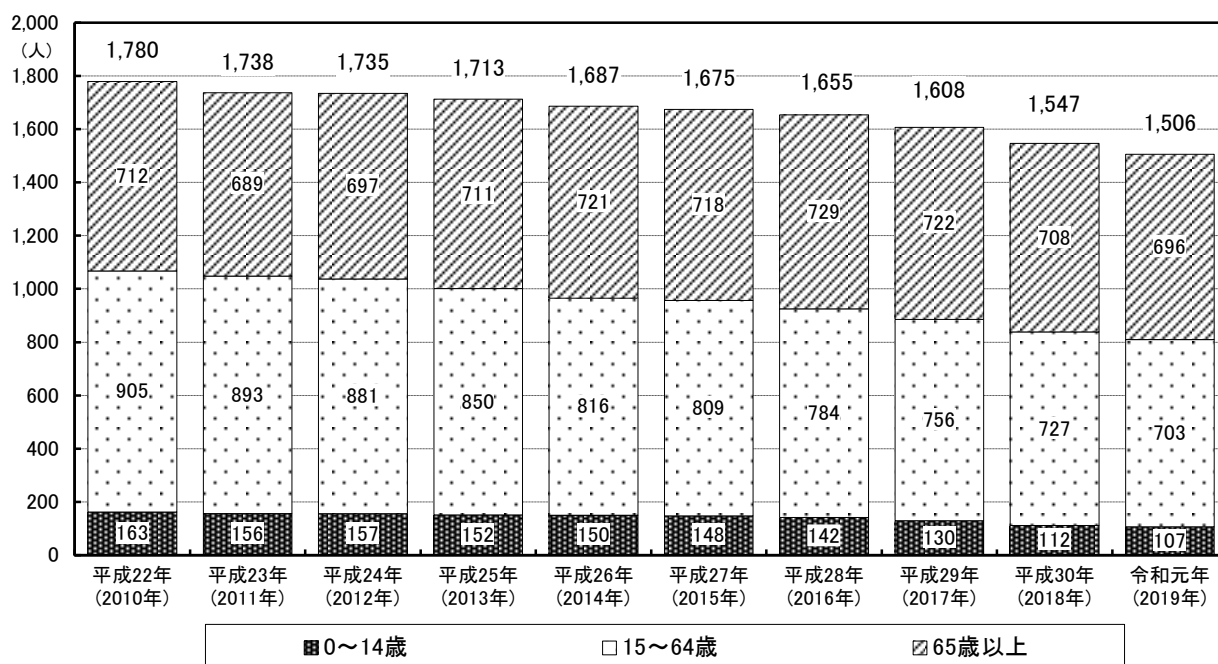
資料：国勢調査（総数には年齢不詳分を含む）

②近年の推移

○平成22年(2010年)以降の人口の推移を住民基本台帳人口(外国人を含む。平成24年7月までは住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計)ベースで見ると、わずかに増加した年もみられるが全体として減少傾向であり、平成27年(2015年)から毎年の減少幅が拡大している。

○年齢階層別に見ると、65歳以上の老年人口については増減を繰り返しているが、0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少傾向となっている。

住民基本台帳人口による人口の推移



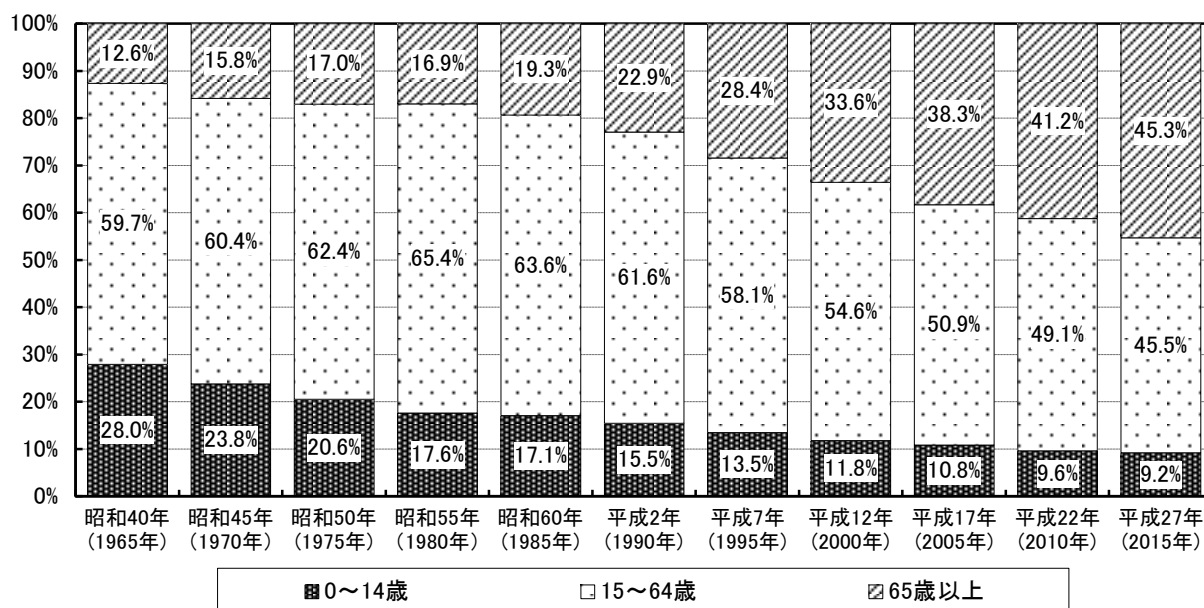
資料：住民基本台帳人口(外国人を含む。平成24年7月までは住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計、各年9月末現在)

③年齢構成

○昭和40年(1965年)以降の年齢構成の推移を見ると、一貫して少子高齢化の傾向にあり、0歳から14歳の年少人口の割合は昭和40年(1965年)から平成27年(2015年)にかけての50年間で約19ポイント低下した。

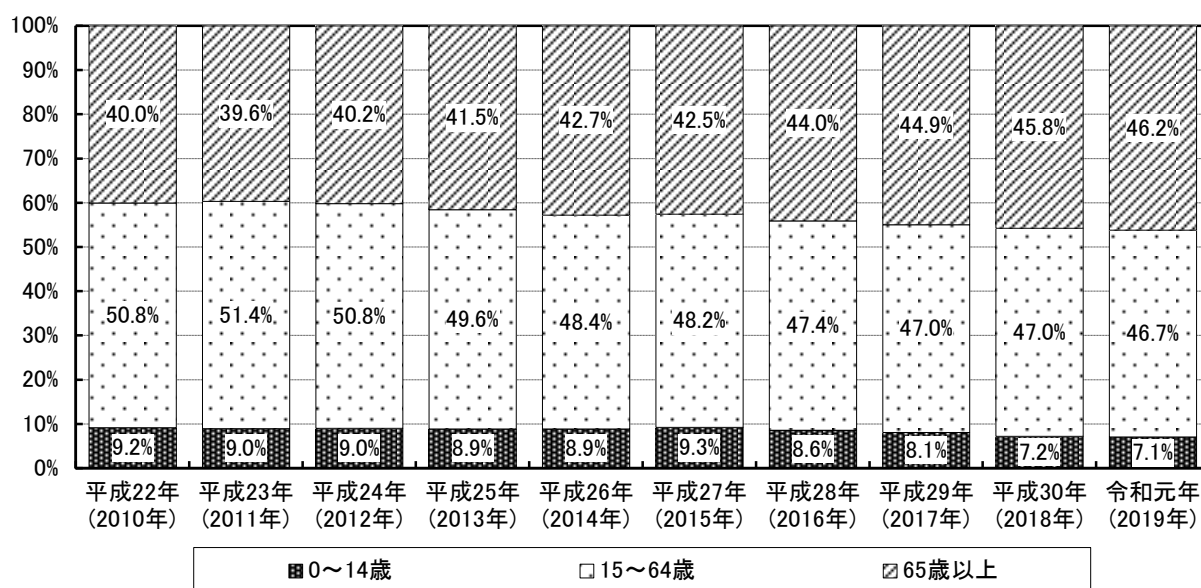
○一方、65歳以上の老年人口の割合(高齢化率)は、昭和55年(1980年)以降、上昇の一途にあり、平成30年(2018年)には45.8%(住民基本台帳人口ベース)に達している。

国勢調査による長期的な年齢構成の推移



資料：国勢調査

住民基本台帳人口による近年の年齢構成の推移



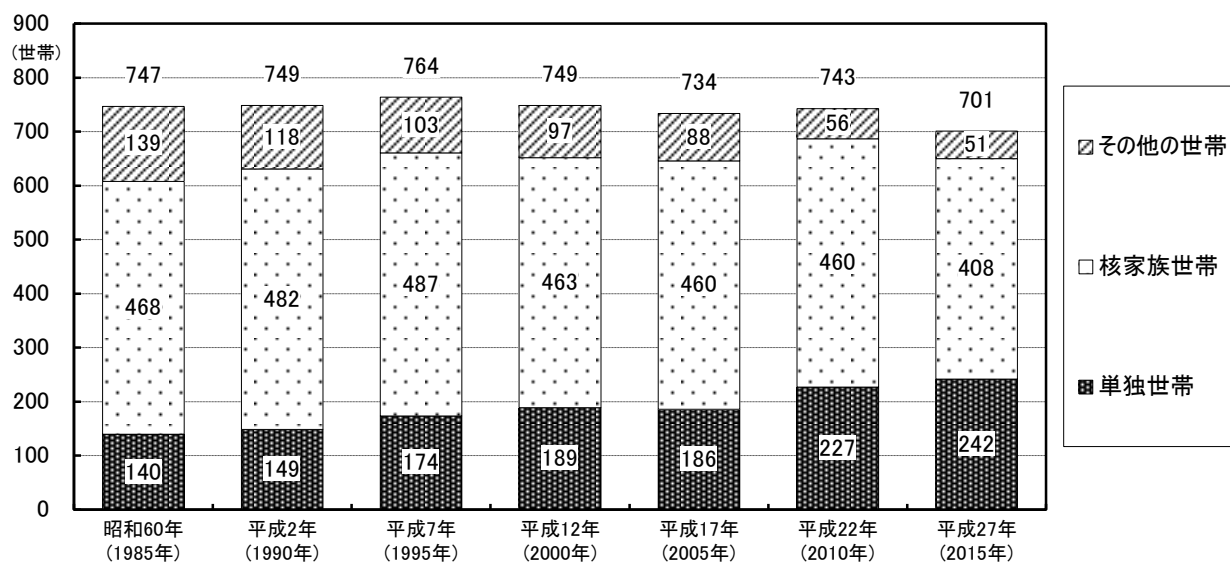
資料：住民基本台帳人口(外国人を含む、各年9月末現在、平成27年/2015年は4月末現在)

④世帯数

○三原村における世帯数は、長く横ばい傾向であったが、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)にかけて大幅に減少している。

○世帯類型別には単独世帯(ひとり暮らし)の数が増加しており、三世帯世帯などその他の世帯が減少している。また、1世帯あたり人口は長期的に低下傾向にある。

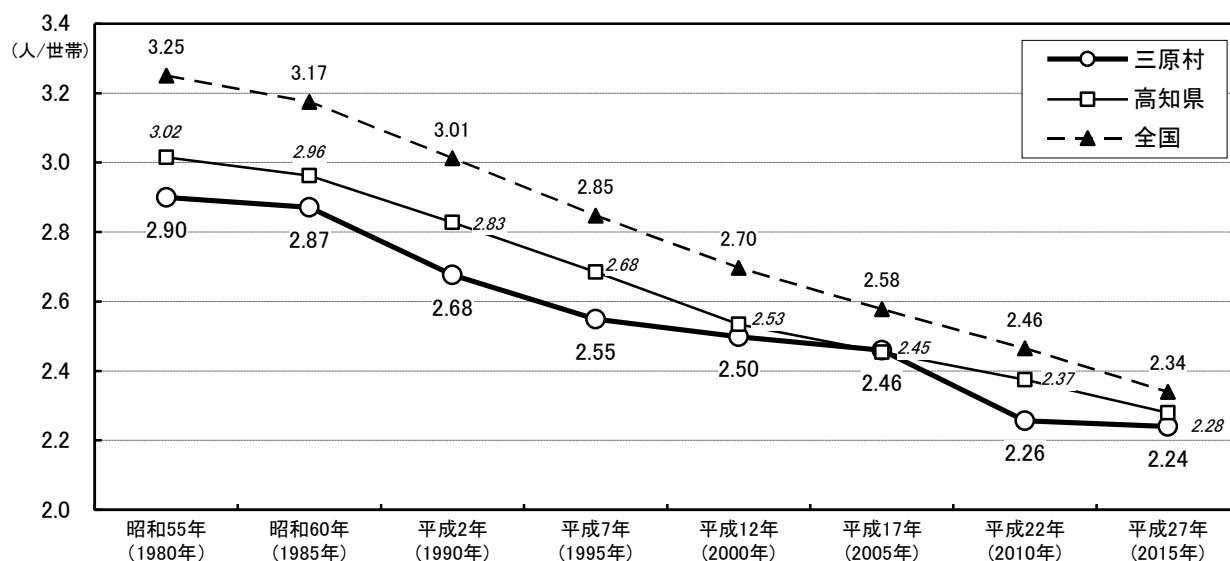
一般世帯に占める類型別世帯数の推移



資料：国勢調査

※一般世帯とは、①住居と生計を共にする人の集まり、②一戸を構えて住んでいる単身者、③それらの世帯と住居を共にして別に生計を維持している単身者、④会社や官公庁などの寮・寄宿舍等に居住する単身者のいずれかの世帯をいい、長期入所・入院者など「施設等の世帯」に属する世帯は含まれない。

1世帯あたり人口の推移



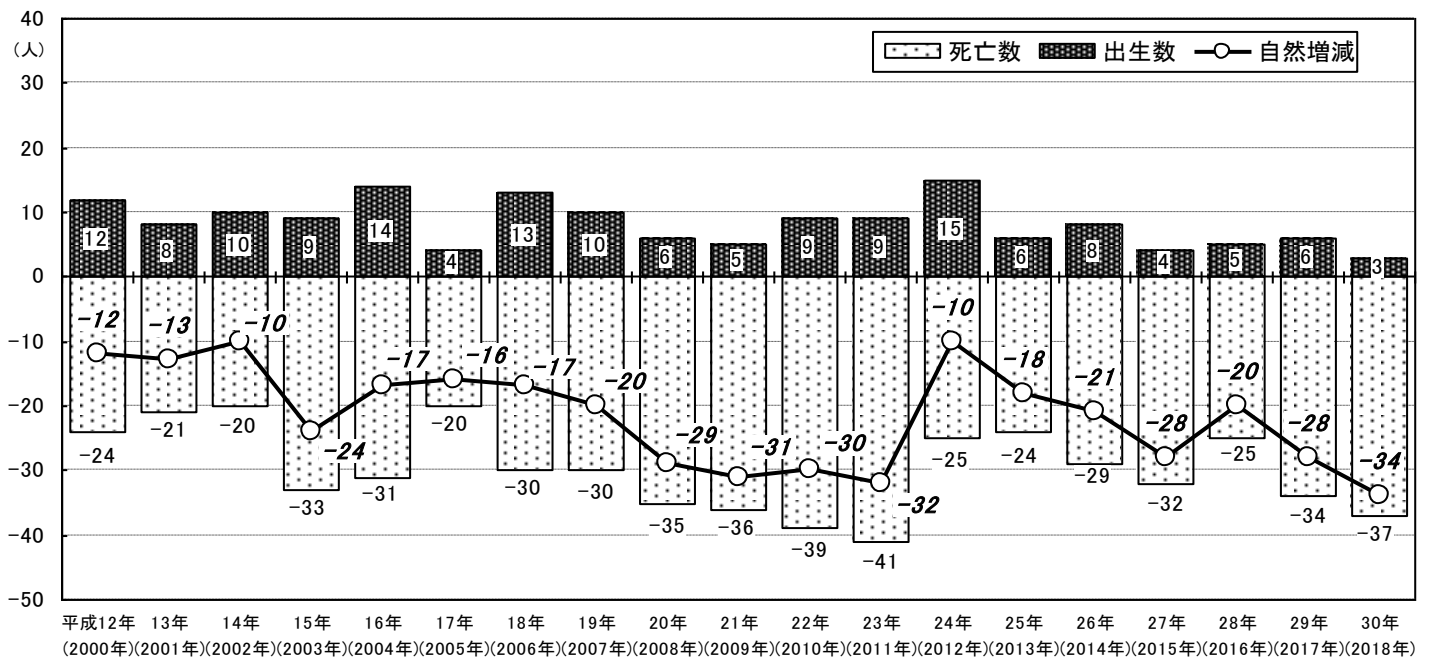
資料：国勢調査

(2) 自然動態に関する分析

①自然動態（出生・死亡）

○近年の出生数・死亡数の推移を見ると、出生数・死亡数とも年により増減しているが、死亡数が出生数を約20～30人上回る「自然減」の状況が続いている。

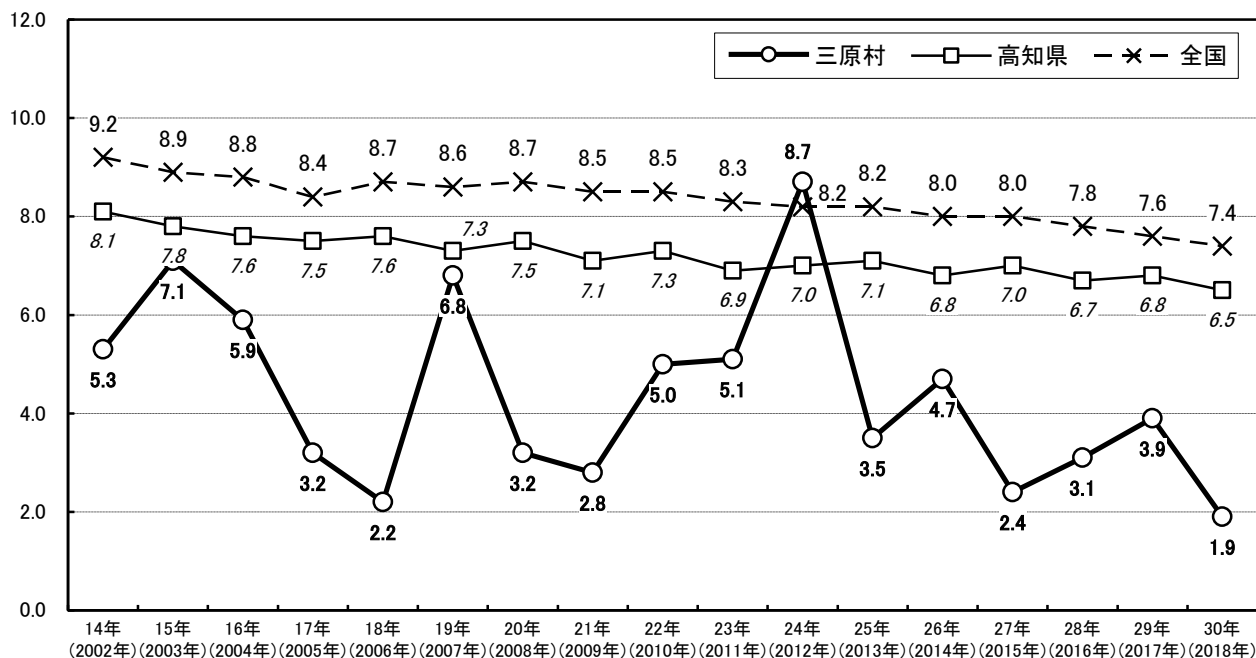
出生数・死亡数の推移



資料：人口動態統計

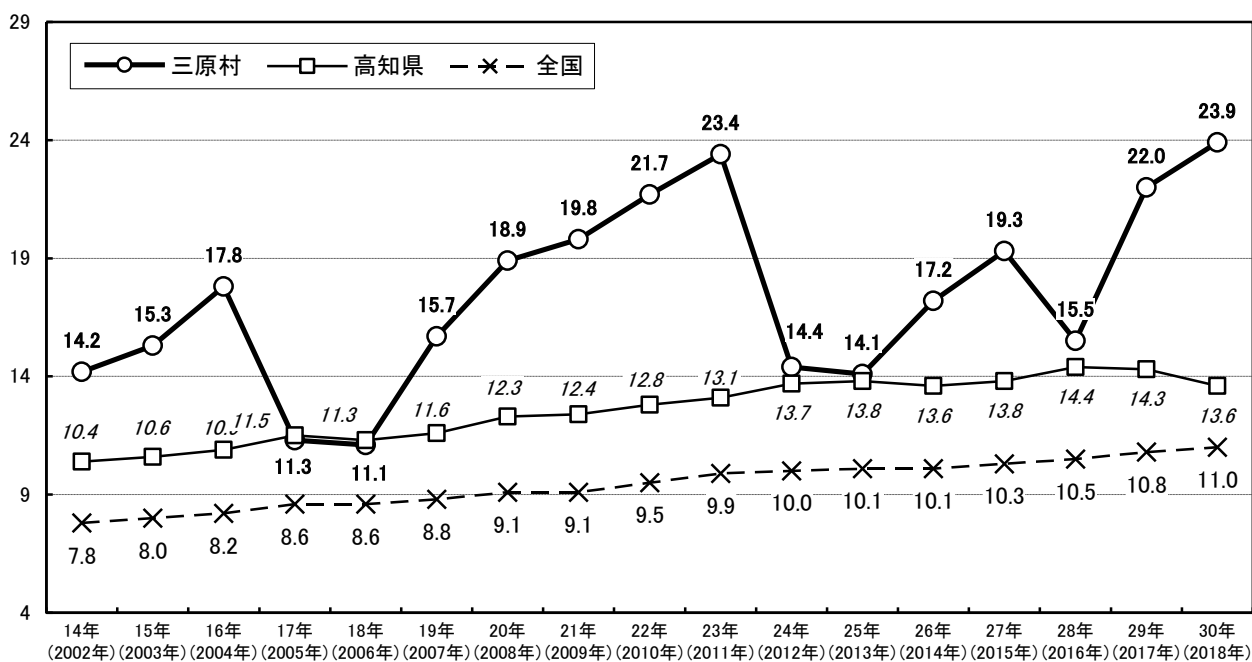
○三原村の出生率（人口千人あたりの出生数）及び死亡率（人口千人あたりの死亡数）を全国・高知県平均と比べると、一部の年を除き、出生率は全国・高知縣を下回り、死亡率は全国・高知縣を上回っています。

出生率（人口千人あたり出生数）の推移



資料：人口動態統計

死亡率（人口千人あたり死亡数）の推移

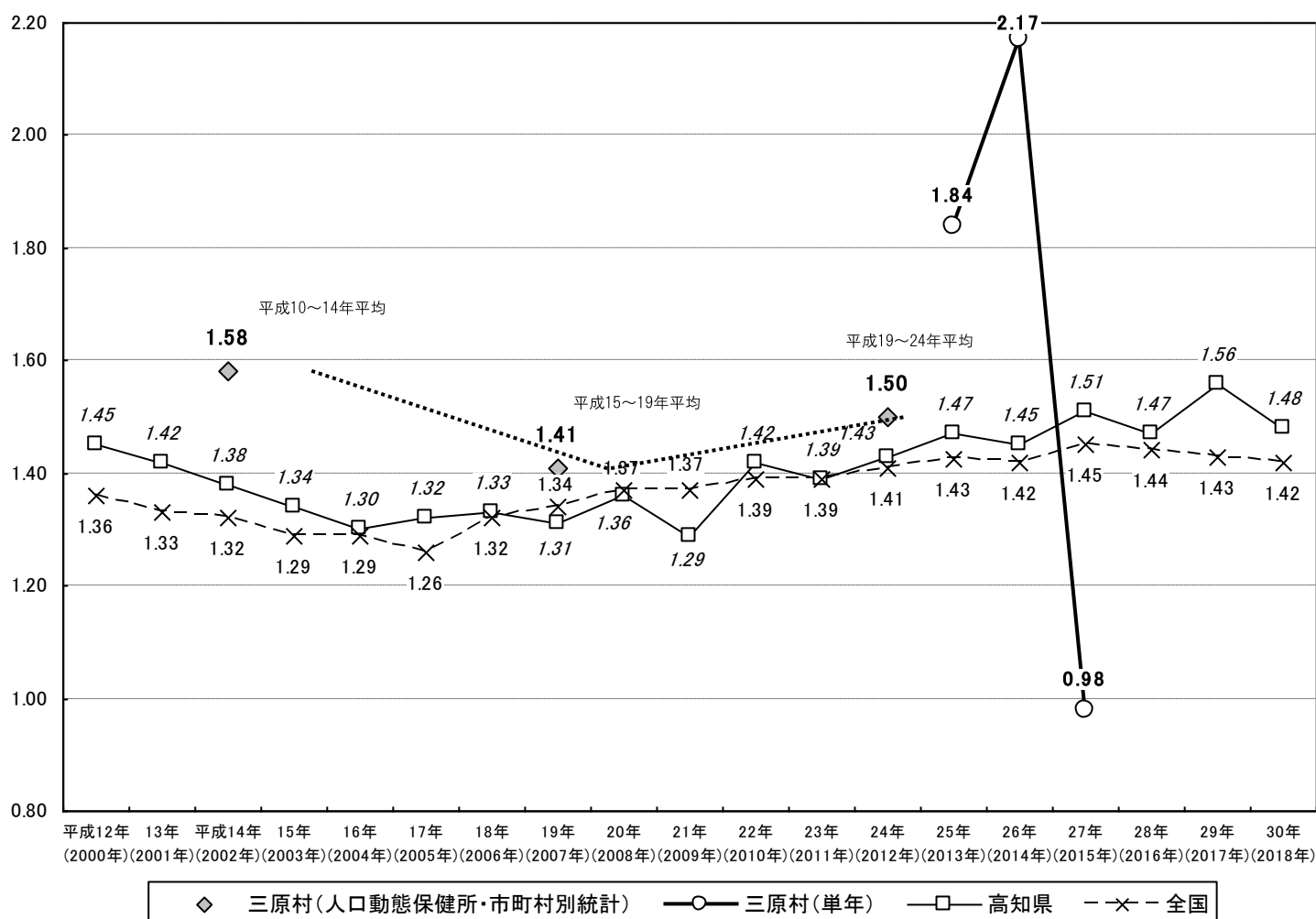


資料：人口動態統計

②合計特殊出生率

- 1人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を意味する「合計特殊出生率」の推移を見ると、三原村の水準は全国・高知県平均を上回る傾向で推移している。ただし、単年ベースでは、母数が小さいので、下回る年もある。
- 国立社会保障・人口問題研究所によると、人口移動（転入・転出）がない場合、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準を「人口置換水準」と呼んでおり、合計特殊出生率の人口置換水準は、概ね2.07とされている。

合計特殊出生率の推移



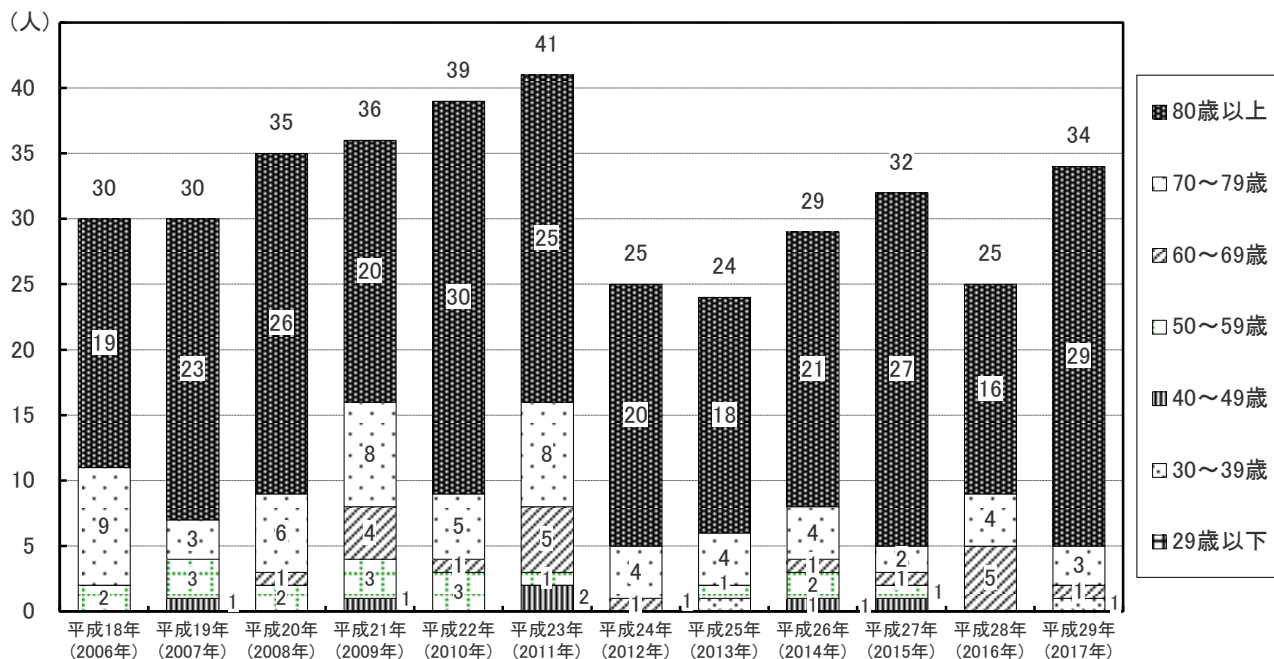
資料：人口動態統計

③年齢ごとの死亡状況と平均寿命

○近年の死亡数を年代ごとに見ると、80歳以上の死亡数が半数以上を占めている。

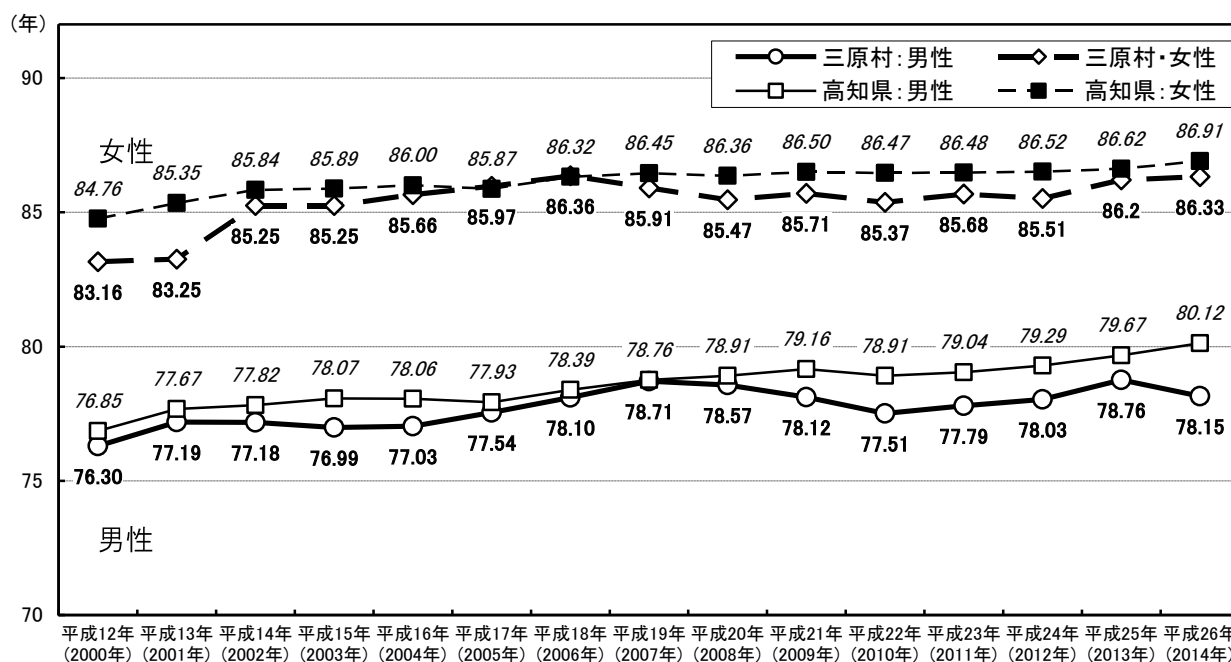
○平均寿命（0歳の平均余命）の推移を見ると、男女とも横ばい状況が続いており、高知県の平均より平均寿命が短くなっている。

年齢階級別死亡数の推移



資料：人口動態統計

平均寿命の推移

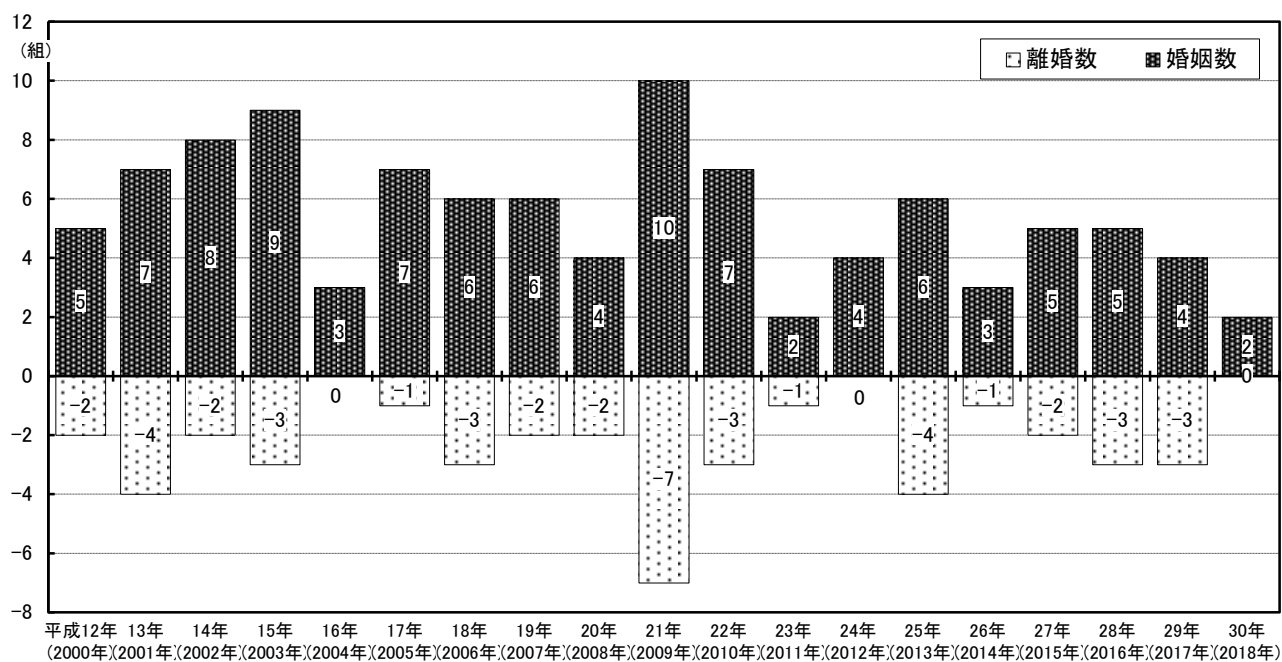


資料：高知県健康づくり支援システム

④婚姻・離婚

○近年の婚姻数・離婚数の推移を見ると、婚姻数・離婚数とも年により増減はあるが概ね横ばい状況が続いている。

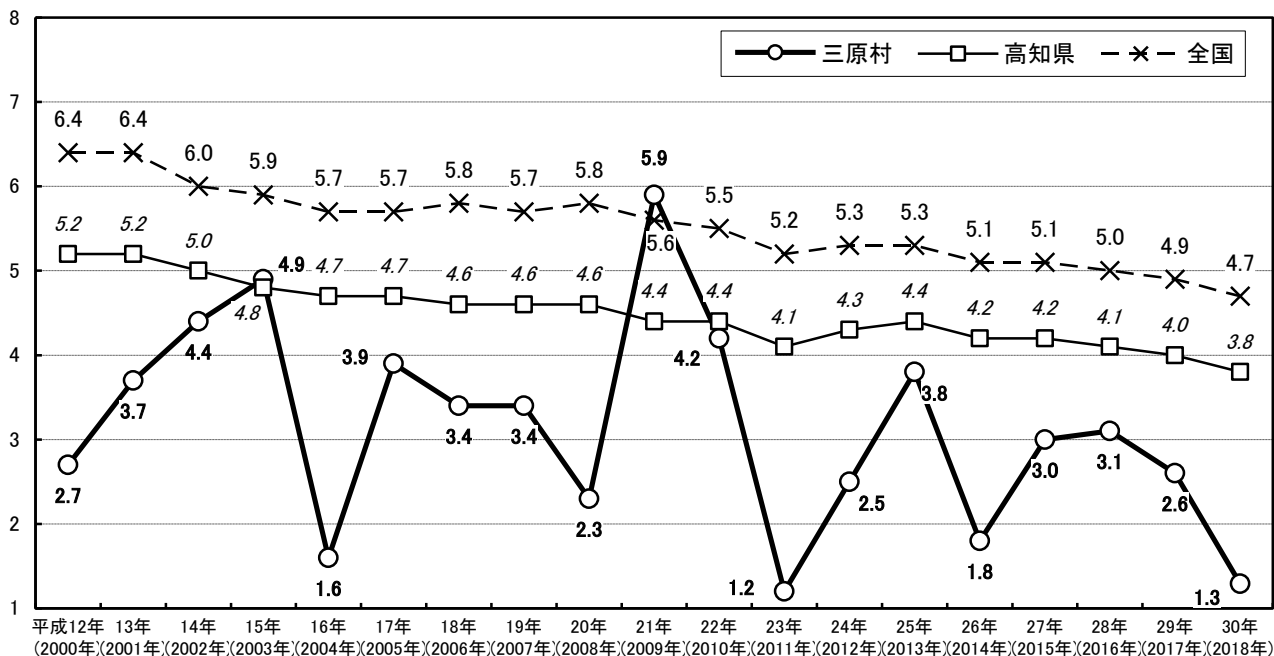
婚姻数・離婚数の推移



資料：人口動態統計

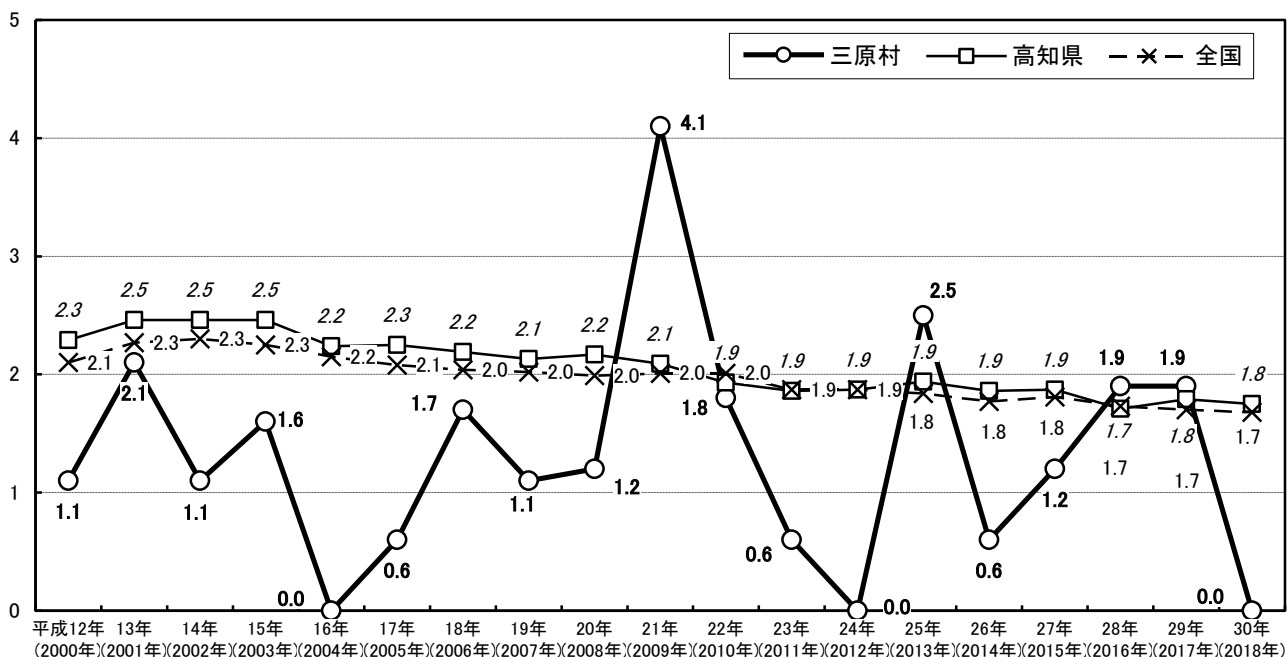
○婚姻率（人口千人あたりの婚姻数）や離婚率（人口千人あたりの離婚数）を高知県や全国平均と比べると、平成21年(2009年)など一部の年を除いて、いずれも低い状況で推移している。

婚姻率（人口千人あたり婚姻数）の推移



資料：人口動態統計

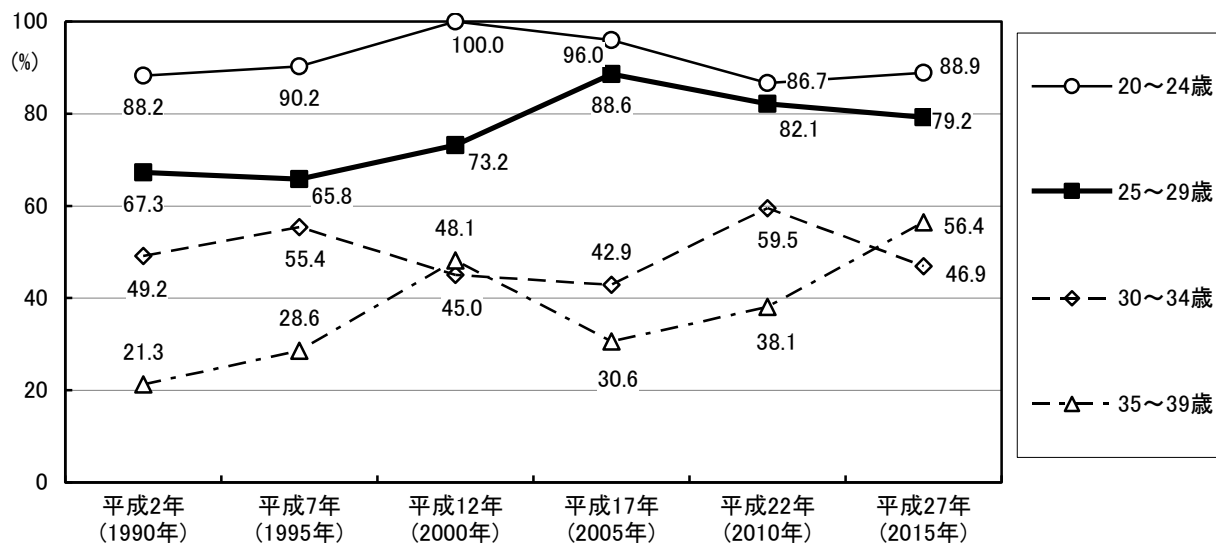
離婚率（人口千人あたり離婚数）の推移



資料：人口動態統計

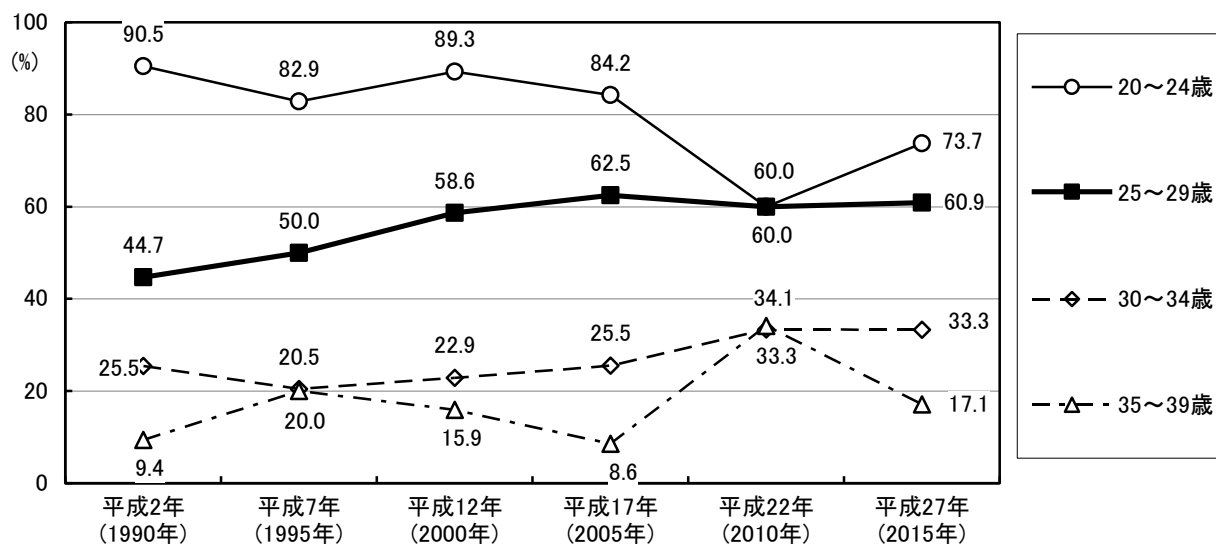
○平成27年(2010年)の20・30歳代男女の未婚率(離婚した人は含まない)を見ると、男性では35～39歳の未婚率が6割近くに上昇している、女性では30～34歳の約3割が未婚であるなど、晩婚化・非婚化の傾向が見てとれる。

20・30歳代男性の未婚率の推移



資料：国勢調査

20・30歳代女性の未婚率の推移



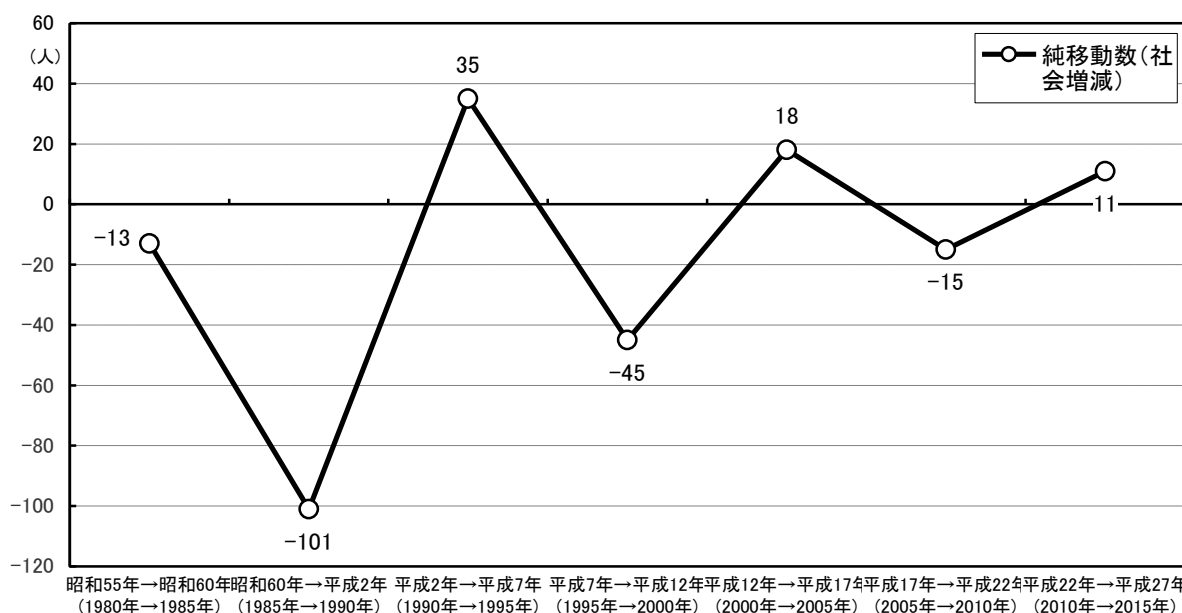
資料：国勢調査

(3) 社会動態に関する分析

① 長期的な推移

- 国勢調査と住民基本台帳人口移動報告をもとに国の「まち・ひと・しごと創生本部」が算出した純移動数（社会増減＝転入数－転出数）の推移を7期間にわたって以下に示した。
- 昭和60年(1985年)から平成2年(1990年)にかけて100人を超える転出超過となり、その後は転入超過、転出超過を繰り返して徐々に転入・転出の均衡がとれ純移動数がゼロに近づいている。しかし、P 16の通り、平成27年(2015年)以降は大幅な転出超過に転じている。

純移動数（社会増減＝転入－転出）の推移

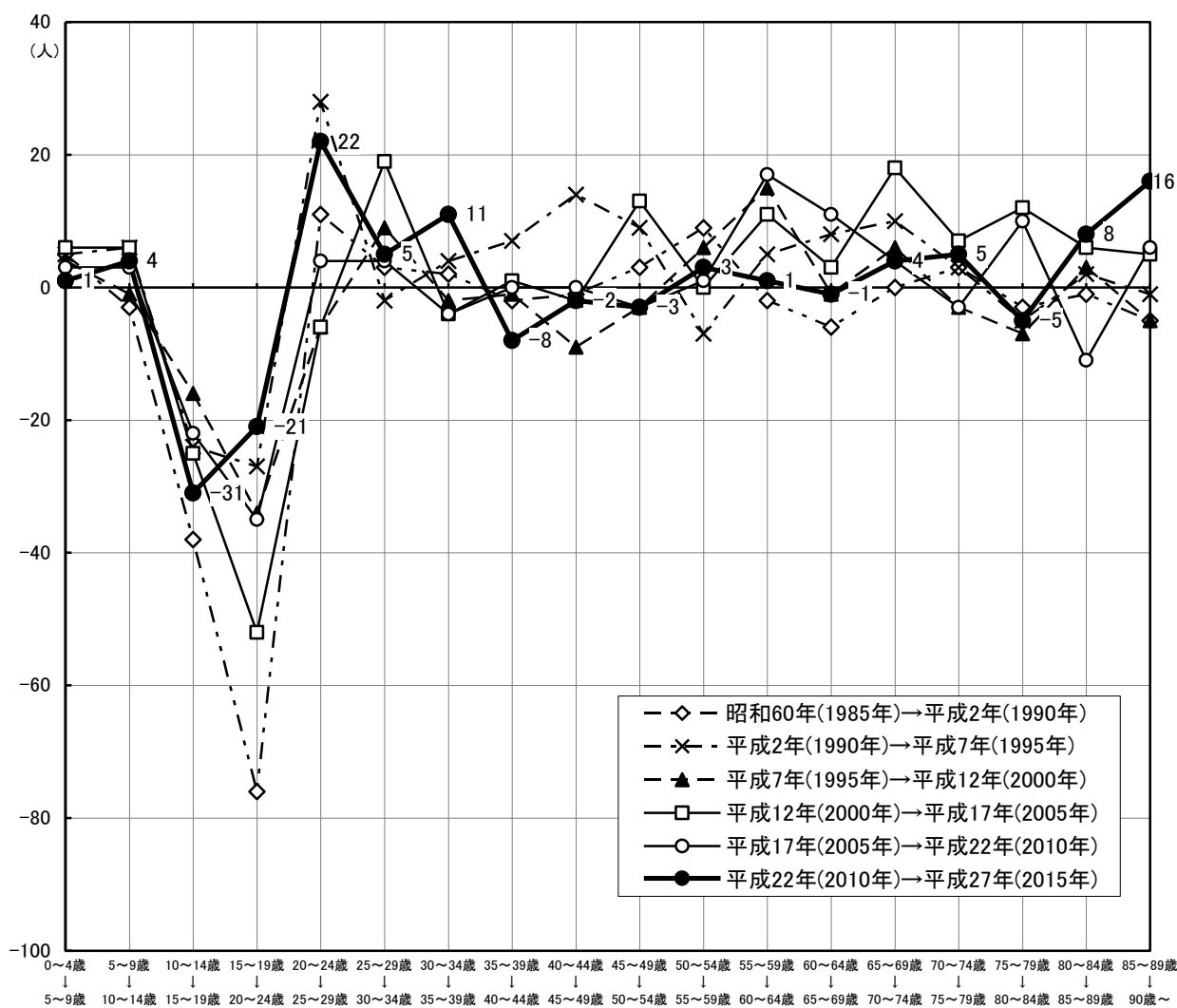


資料：国勢調査、住民基本台帳人口移動報告をもとに「まち・ひと・しごと創生本部」で算出

○年齢階級別純移動数（各年代ごとの社会増減＝転入数－転出数）の推移を見ると、10歳から19歳までの年齢層で、純移動数が大きくマイナスとなっているが、これには進学や就職などが主な要因として考えられる。

○また、20歳から34歳の年齢層では、U・Iターンによるプラスがみられるが、10歳から19歳までのマイナスを補うことができず、人口減少に結びついている。

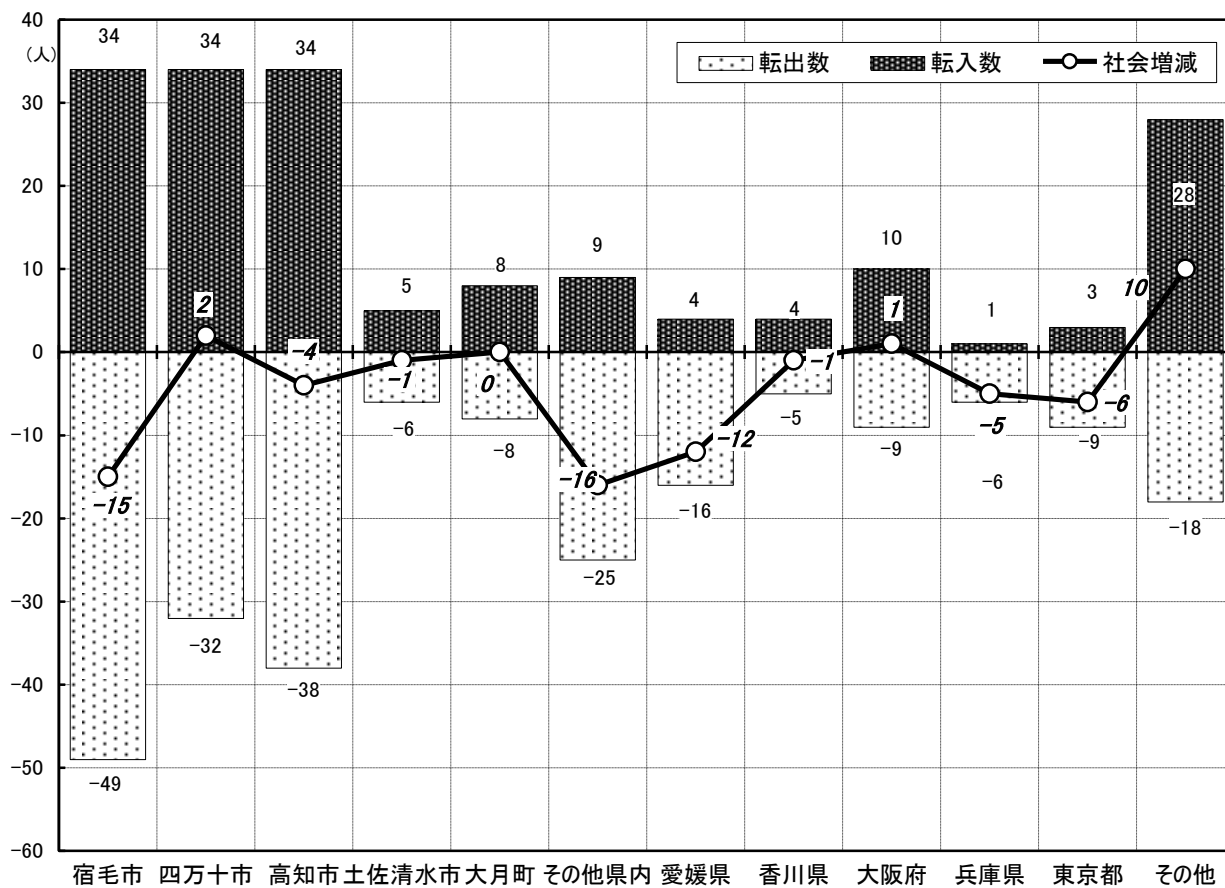
年齢階級別純移動数（社会増減）：総数



資料：国勢調査、住民基本台帳人口移動報告をもとに「まち・ひと・しごと創生本部」で算出

- 平成26年(2014年)から平成30年(2018年)までの転入・転出の状況を見たところ、隣接する宿毛市・四万十市、県庁所在地である高知市との移動が活発に行われている。
- また、高知県外では大阪府、東京都との人口移動が比較的多く見られる。

転入・転出の状況〔平成26年(2014年)→平成30年(2018年)〕

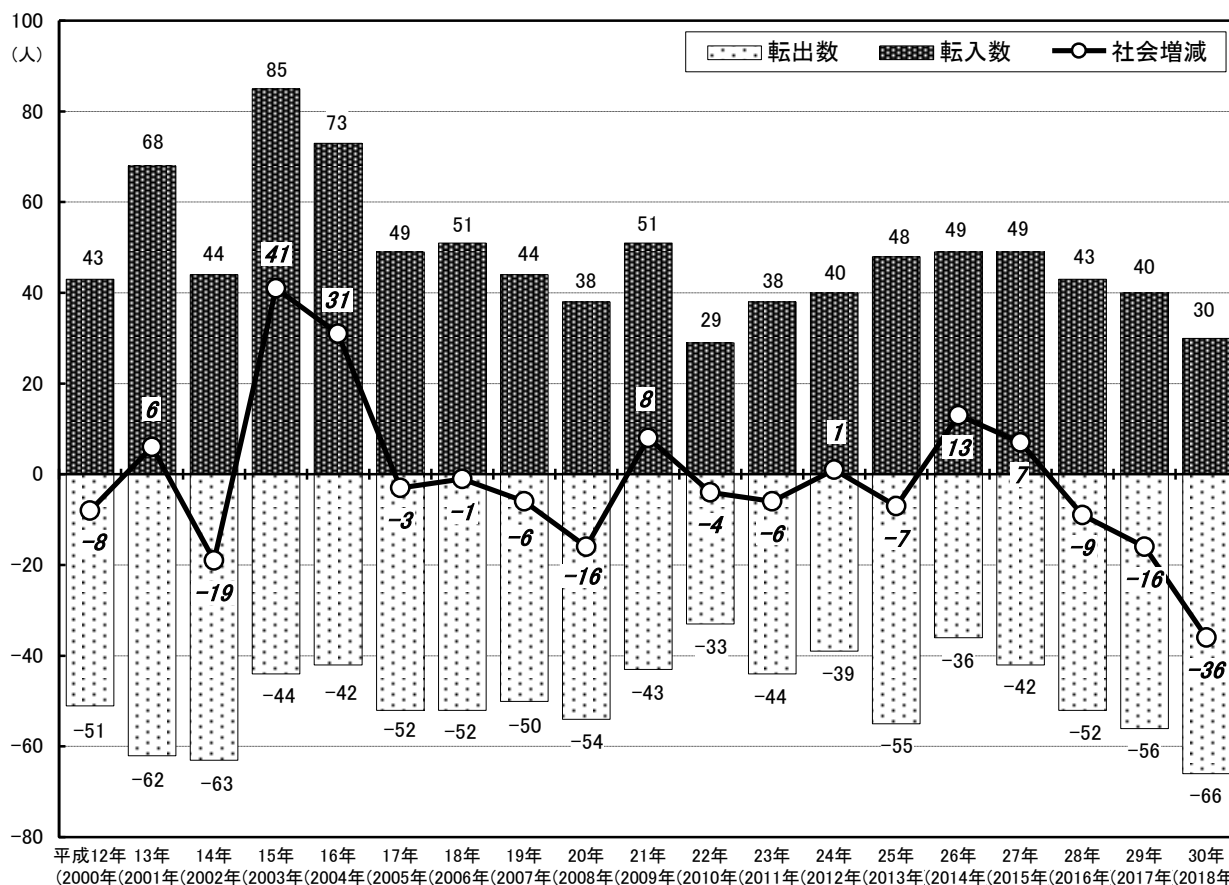


資料：住民基本台帳人口移動報告をもとに「まち・ひと・しごと創生本部」で算出

②近年の推移

○近年の転入・転出の動向を見ると、平成15年(2003年)、平成16年(2004年)と70人以上の大幅な「社会増」があったが、その後は、年間に一桁から10人台の社会増減数で社会増または社会減を繰り返して推移してきた。しかし、平成30年(2018年)には30人台と大幅な「社会減」となっている。

転入数・転出数の推移



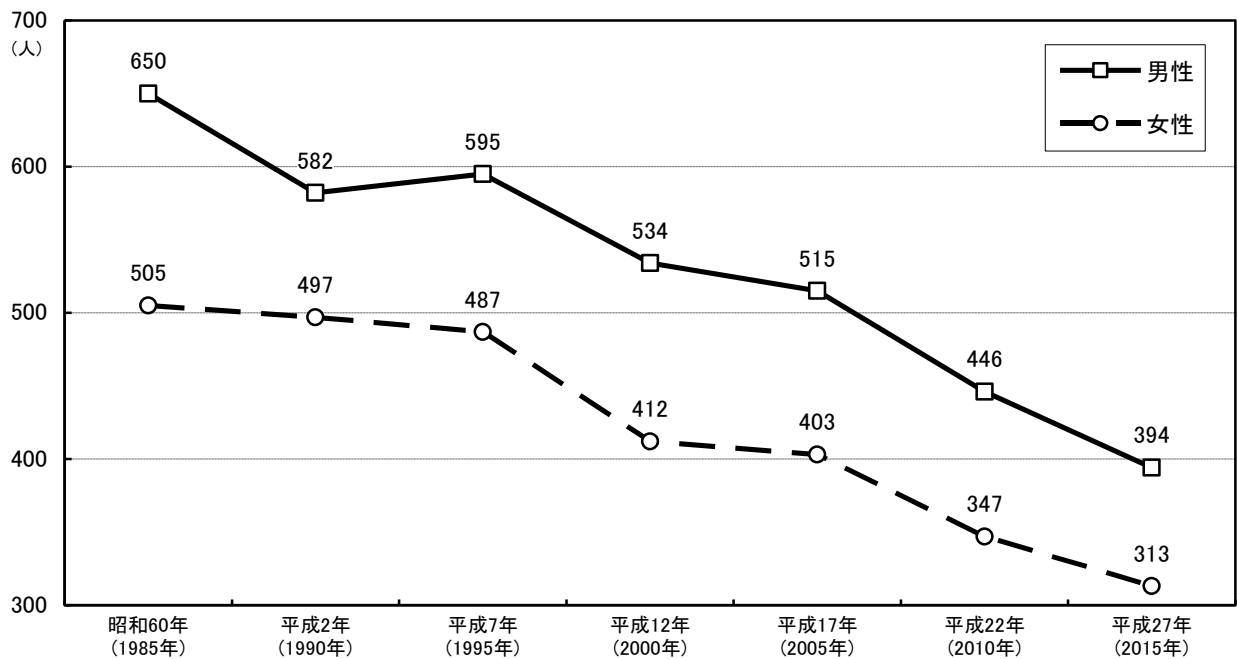
資料：人口動態統計

(4) 就業状況と人口流動に関する分析

①労働力人口

○村内の労働力人口（15歳以上で労働の意思と能力を持っている人の数。就業者（休業中の人を含む）と完全失業者の合計）の状況を見ると、男女とも減少の一途をたどっている。

労働力人口の推移



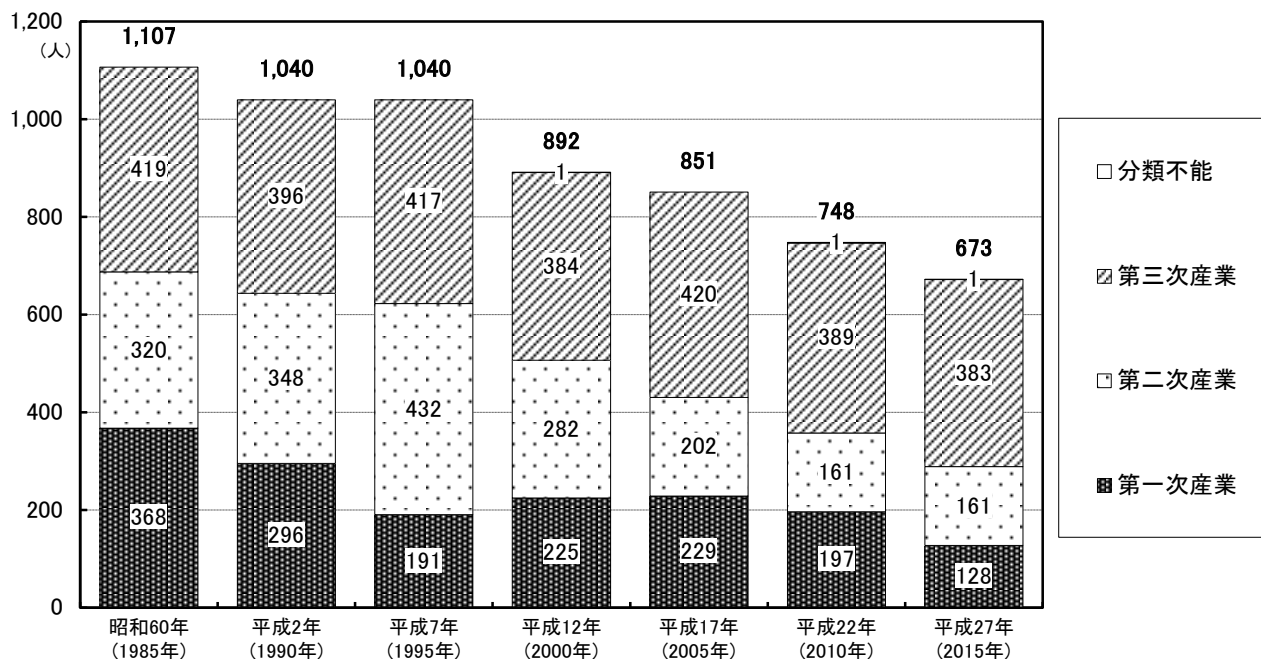
資料：国勢調査

②就業者数

○労働力人口と同様に就業者数についても平成7年(1995年)以降は減少傾向にあり、平成27年(2015年)の就業者数は673人となっている。

○これを産業分類別に見ると、卸売・小売業(商業)やサービス業など第三次産業の割合が57.0%を占めており、次いで製造業・建設業など第二次産業が24.0%、農林漁業の第一次産業が19.0%となっている。

産業分類別就業者数の推移

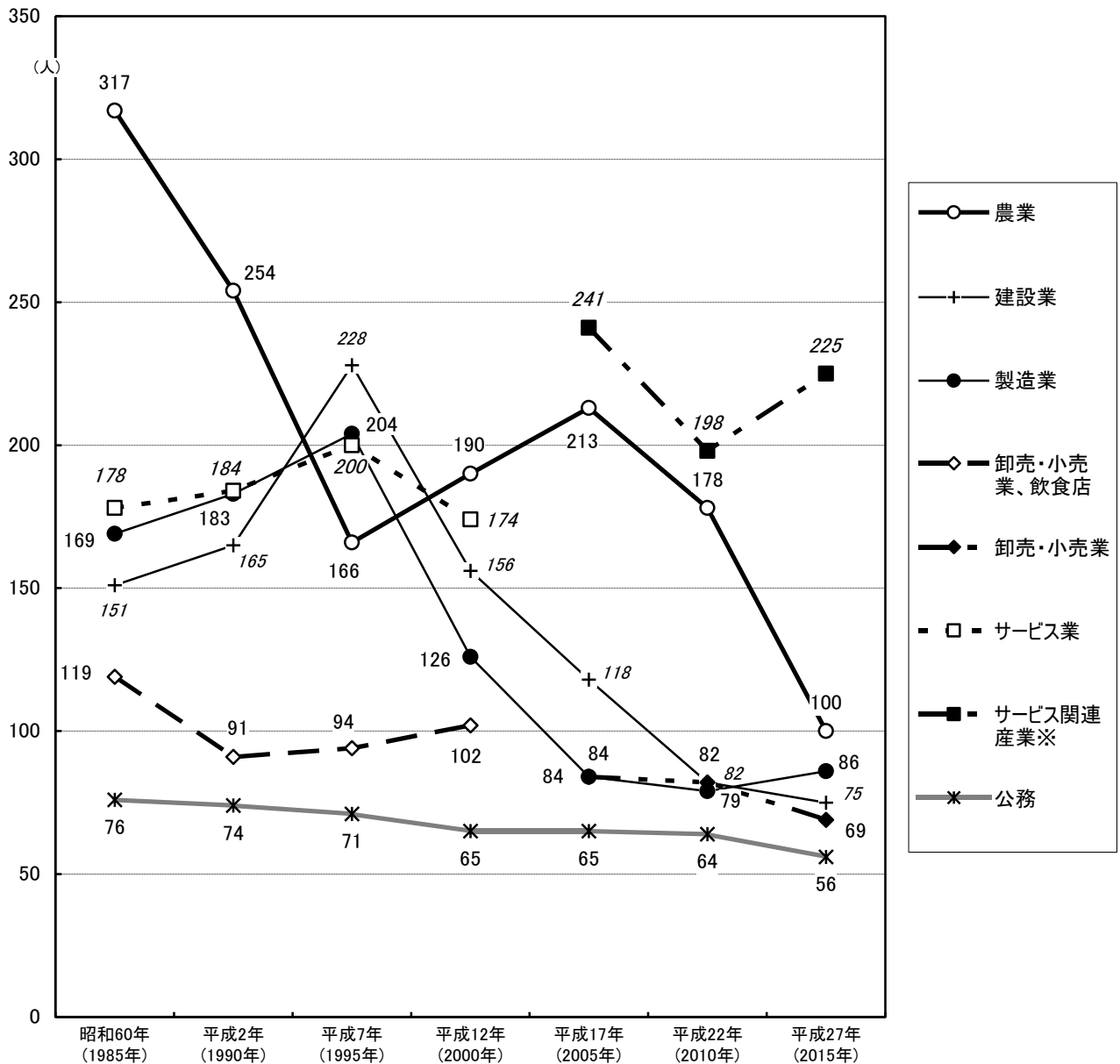


資料：国勢調査

※日本標準産業分類の改訂に伴い、厳密にはデータは連続しない。

※「分類不能」は、調査票の記入に不備があり、就業していることはわかっているが、いずれの産業に分類すべきかわからない就業者のことを意味する。

主な産業の就業者数の推移



資料：国勢調査

※日本標準産業分類は、平成5年(1993年)、平成14年(2002年)、平成19年(2007年)、平成25年(2013年)に改定され、分類の組み替えが行われた。このため、厳密にはデータは連続しない。

※特に商業（卸売・小売業、飲食店）については「卸売・小売業」のみとなり、“飲食店”はサービス業の“宿泊業”と合わせて新たに大分類となった。また、サービス業については多様な内容の業種を含んでいたことから、内容によりいくつかの大分類に分割されている。

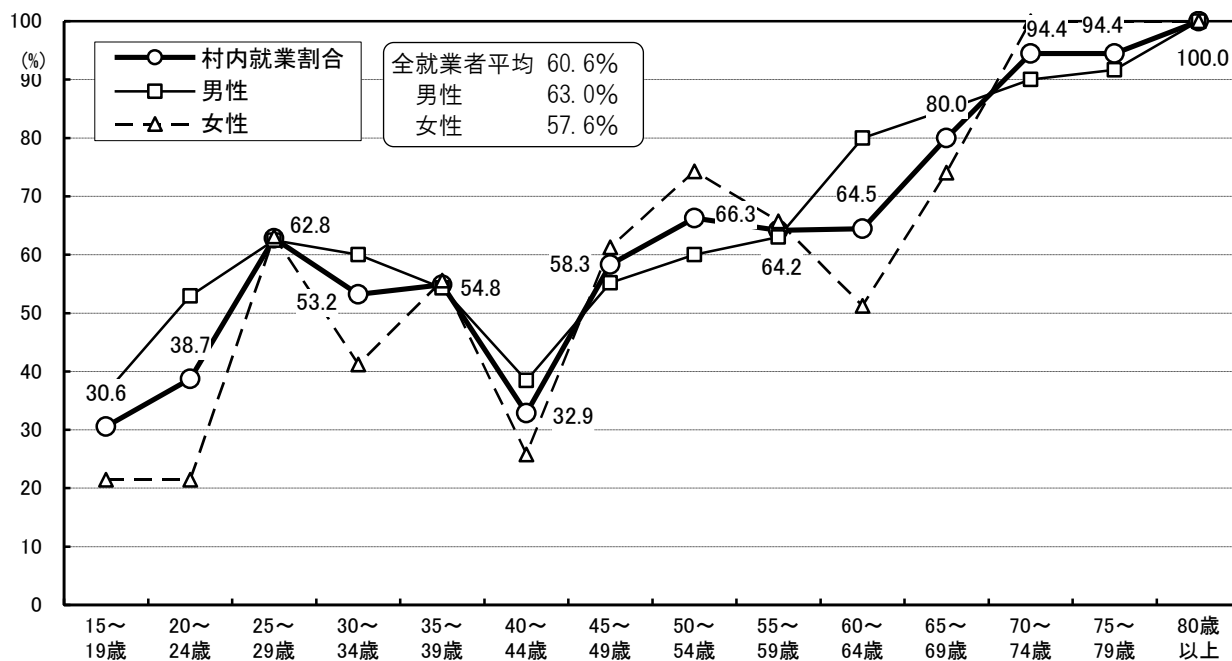
※上のグラフにある『サービス関連産業』は、平成12年(2000年)までの「サービス業」と比較できるように、複数の大分類の就業者数の合計値を示したもので、調査年により集約した大分類が異なる。

平成17年(2005年)：「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」

平成22年(2010年)：「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」

○年齢ごとの村内における就業者の割合を見ると、全就業者の平均は60.6%で、男性が63.0%であるのに対し、女性は57.6%となっており、若い層では、村外での就業が多くなっている。

就業者における年齢階級別村内就業割合〔平成27年(2015年)〕



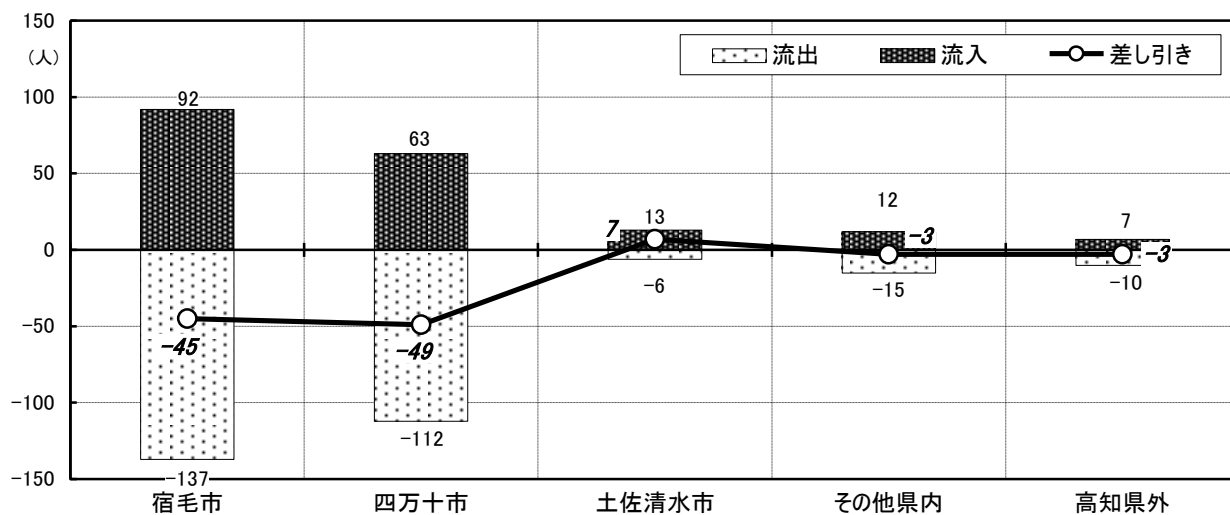
資料：国勢調査、従業地不詳分を除いた割合

③流入・流出人口と昼夜間人口比

○通勤や通学で村内に流入する人、村外へ流出する人の状況を見ると、平成27年(2015年)の流入人口は187人、流出人口は280人で、差し引き93人の流出超過となっている。

○主な流出先は、宿毛市(137人)と四万十市(112人)となっている。

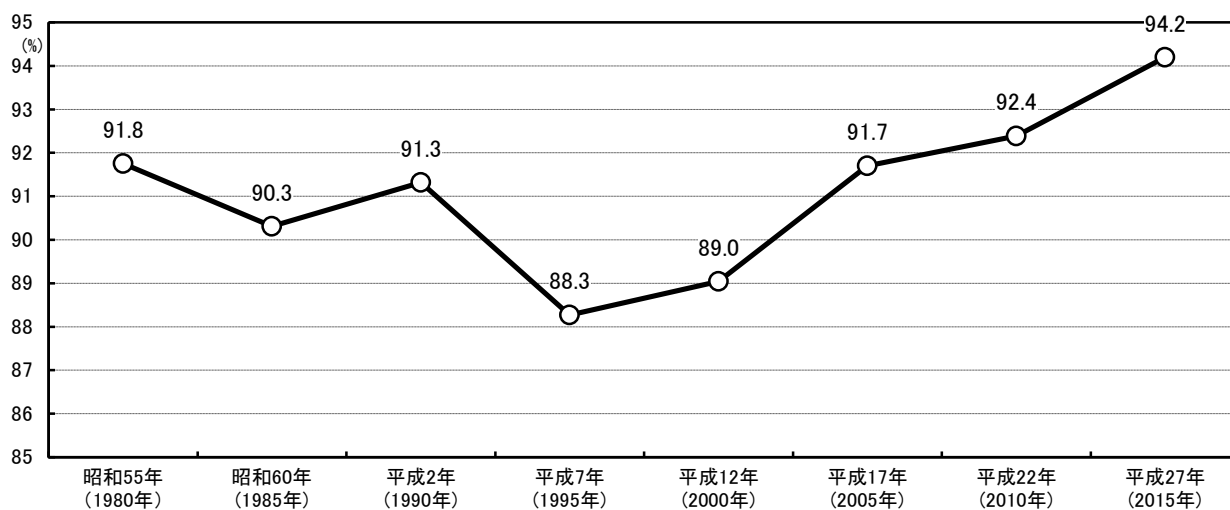
流入・流出人口の状況〔平成27年(2015年)〕



資料：国勢調査

○昼夜間人口比（常住人口100人あたりの昼間人口（＝常住人口に他の地域からの流入人口を足し、他の地域への流出人口を引いたもの）の割合）の状況を見ると、平成7年(1995年)に88%台まで低下したが、その後は上昇に転じ、平成27年(2015年)には94.2%となっている。

昼夜間人口比の推移



資料：国勢調査

(5) 三原村が目指すべき方向

①人口をめぐる課題

ア) 自然減を主原因とする人口減少傾向の抑制

○長らく人口減少が続き、少子高齢化が進んだ結果、現在は人口総数に占める65歳以上の高齢者の割合が45%を超える状況となっているが、その高齢者の人数もいよいよ減少に転じている。この人口減少傾向は、特に自然減（出生数<死亡数）によるものであり、出生数の増加や年少人口を含むファミリー層の転入促進による少子化の抑制が求められる。

イ) 加速する少子高齢化への対応

○出生数に関しては、合計特殊出生率自体は全国や高知県平均と比べて低いわけではなく、親世代となる女性人口の減少が要因となっている。また、晩婚化・非婚化を背景に25～34歳の女性の未婚率が高位に推移しており、出産・子育て支援のさらなる充実及びそれによる結婚・出産の奨励などが求められる。

○今後の推移によっては将来的に住民の2人に1人が高齢者という状況を迎える可能性もある。そうしたなか、平均寿命は男女とも横ばい状況にあり、三原村は男女とも全国・高知県の平均よりは平均寿命が短いことから、長くなった高齢期をいきいきと自立して暮らせるよう健康づくりや生きがいづくりに向けた取り組みを充実する必要がある。

ウ) 「まち・ひと・しごと」の魅力アップによる人口誘導

○転入・転出の社会移動に関しては、緩やかな社会減（転入数<転出数）の状況が続いていたが、直近では大幅な社会減があり、今後の動向が心配される。

○村の活力という面で見ると、人口減少と高齢化に伴って労働力人口、就業者数の減少傾向が続いている。特に、主産業である農業についても就業者数が減少しており、後継者や新規就農者の確保が一層重要な局面を迎えている。

○また、三原村の就業構造は、隣接する宿毛市や四万十市など近隣自治体へ働きに出る人も多く、村内における各種産業の振興を図って村内における就業機会を拡大するとともに、三原村から通勤可能な自治体に居住する人々に、地価が安く自然が豊かな三原村で居住してもらえるように働きかけていくなど広域的な視点から対応を検討することが重要である。

2 総合戦略の位置付けと地方創生に向けた本村の基本的な考え方

(1) 総合戦略の位置付け

本村の人口は長期にわたり大幅に減少しており、昭和 30 年の 3,639 人（国勢調査）から、平成 27 年には 1,574 人（同）と、この 60 年間ほどで 56%減少した。また、高齢化も進行しており、令和元年 9 月現在の高齢化率は 46.2%である。今後ともこのような状況が続くと、予算規模の縮小などによる公共サービスの質・量の低下、年齢構成のアンバランスによる社会保障における現役世代の負担の増大、さらに人口減少による経済の低迷と地域社会の衰退が危ぶまれ、さらに、このことが人口のさらなる村外流出を招くなど、様々な問題が懸念される。

こうした状況を克服し、地域を活性化していくため、本村では 2060 年（令和 42 年）の目標人口を 1,335 人と設定し、人口の社会増と出生率の増加を図るため、「雇用の創出」、「住環境・子育て環境の整備」、「地域の活性化」などの政策を盛り込んだ「三原村創生総合戦略」の第 2 期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定した。具体的な内容としては、産業振興による雇用の確保や移住・定住促進に向けた住宅関連施策のほか、特に 20 歳代・30 歳代を中心とした子育て世代の村外流出の抑制と、移住・交流人口の拡大のため、子育て環境の整備、質の高い教育の提供、集落の活性化など魅力ある地域づくりを進め、若者の流出を防ぎ、転入を誘導することにより、長期的な出生数の向上につなげるものである。

現在本村が直面している、地域の経済的自立や少子高齢化の抑制という課題は、今後日本全体、そして世界でも課題になるものと考えられる。その意味で、本村は時代の最先端におり、人口 1,500 人弱の小さい村だからこそ、地域と行政が一体となったむらづくりが可能であり、また、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応することが出来ることから、日本の、そして世界のモデルになれるように、課題解決先進地を目指していく。

三原村だからできる ～課題解決先進地三原村～

(2) 地方創生に向けた本村の基本的な考え方

今後進んでいく人口減少を最小限に抑えるためには、若者が地域にとどまることができるよう、産業を振興し、雇用に創出することが重要である。総合戦略では、「ユズの産地化」や「米のブランド化」等により農業所得の増加を図るとともに、村内の豊富な森林資源を有効に利活用することで、新たな雇用の増加に繋げていく。

さらに、特産品の新たな開発や販売促進、宿泊施設の整備や情報発信の強化による交流人口の拡大に向けた取り組み等を推進し、地域経済の活性化に努めていく。

また、村全体で産業や地域社会を担う担い手を確保するためには、若者の流出抑制や移住による人口流入が必要であり、住居、子育て、教育環境等の整備をはじめ、移住関連情報の発信や担い手研修等の支援策の強化・充実により、新しい人の流れをつくりだしていく。

特に、子育て環境と教育環境の充実は、若者の定住、移住を誘導する上で最も重要な施策であり、重点的に取り組みを推進する。

誰もが安心して妊娠・出産・子育てが出来る環境を整えることは、出生率の向上にもつながるものであり、経済的な問題や仕事と育児の両立が難しい等の理由で、子どもを持つことを断念することのないよう、子育て支援策を強化する。

また、地域との絆を深めることにより、生まれ育った地域に愛着と誇りを持てる人材を育成することで、将来、地域社会に貢献することができる人づくりを進める。

これらの取り組みを、地域との連携をはかり総合的に進めるため、地域連携の拠点である「三原村集落活動センター」を中心に、地域の資源や特性を生かした産業づくり、生活の拠点となる店舗づくり、移住者の受け入れ、高齢者が生きがいを持って働く場の確保など、住民主体で地域の支え合いや活性化に向けた取り組みを促進することにより、地域住民が誇りと生きがいを持ち、互いにつながり支え合うことで人々の暮らしを守るための仕組みづくりを進めていく。

以上により、本村の総合戦略の基本目標として下記の4つを位置付け、取り組んでいく。

基本目標 1：産業振興により、安定した雇用を創出する

基本目標 2：新しい人の流れをつくる

基本目標 3：子育て及び人づくりの環境整備

基本目標 4：地域の連携により人々の暮らしを守る

(3) 総合戦略の計画期間

総合戦略の計画期間は、国や県の総合戦略との整合性を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

(4) 進捗管理体制

「三原村創生総合戦略」の実施にあたっては、年度ごとに、村長をトップとした庁内組織である「三原村創生推進本部」及び外部の委員で構成する「三原村創生推進審議会」により、PDCAサイクルによる政策効果等の検証を行うとともに、必要に応じ「総合戦略」の修正や見直しを行っていく。

3 基本目標と基本的方向、具体的な施策

<基本目標①> 「産業振興により安定した雇用を創出する」

○基本的方向

・農林業の振興

保水力のある森づくりにより豊かな水を生み出し、その水により栄養分をたくさん含んだ土を作り出し、その土により美味しい農産物を生み出すというサイクルを形成することで、農林業分野での雇用を創出するとともに、村内産の農林産物のブランド化にも繋げていく。

・交流人口の拡大と外商の振興

宿泊施設の整備や情報発信の強化、村内の観光資源の磨き上げ等により交流人口の拡大を図り、観光消費額の増加に努めるほか、本村の特産品の販売にもつなげていくことで、地域経済の活性化を図る。

① 農業の振興

○基本的方向

米やユズの生産を中心に多様な担い手の確保・育成を図りながら農地の集積を進め、生産性の向上を図るとともに、付加価値の高い農産物や加工品づくりを進め、農業所得の向上と雇用の創出を図る。また、集落営農の組織化等農地を守る仕組みを構築する。

○具体的施策とKPI

ア) ユズの産地化

・施設整備と機械導入による作業コストの軽減及び品質管理・品質保証により良質なユズの産地化を図る。また、加工品の開発による販路拡大に取り組むほか、農業公社を中心に農業支援体制の強化を図る。

イ) 米のブランド化

・良質米の産地として高い評価を受けている本村の米（三原米）のブランド化を推進するため、特別栽培米等による付加価値を付けた米を増産し、効果的な情報発信と販路開拓を通してブランド化を図ることで、農家が今後も米を生産し続けられる環境を整備する。

ウ) 茶、野菜等の生産・販売促進

・農業の担い手不足が進む中、村内で生産される茶、トマト、直七、ブロッコリー、こんにゃく等の販路拡大や生産性向上を行い、農業所得の向上を図る。

エ) 集落営農の推進

- ・集落営農のリーダー育成と新たな組織・法人化を図るとともに、農業と林業等の兼業による経営多角化の推進等、地域の特徴に応じた生産者の所得向上を図る。

オ) 新規就農者の確保・育成

- ・地域の農業を支える担い手づくりを進めるため、新規就農者の確保、農業次世代人材投資事業等を活用した営農定着施策の実施、就農後の営農指導などの支援を展開していく。
- ・新規就農者を確保するため、県の農業担い手育成センター等と連携し、村の就農関連情報の発信に努めるとともに、県内外で開催される就農相談会等へ積極的に参加する。

K P I

- ユズ生産額（単年）：令和6年度 79,433 千円（平成30年度実績 39,969 千円）
- ユズ生産量（単年）：令和6年度 354 t（平成30年度実績 133 t）
- 農業公社ユズ関連就労者数（単年）：令和6年度 55 名（平成30年度実績 47 名）
- ブランド米作付面積（累計）：令和6年度 20ha（平成30年度実績 0ha）
- 集落営農組織新規設立数：令和6年度 3 組織/5 年（平成30年度実績 3 組織）
- 新規就農者数：令和6年度 5 名/5 年（平成30年度実績 4 名）

具 体 的 な 事 業

・ユズ生産推進事業
・三原米ブランド化推進事業
・集落営農支援事業
・園芸用ハウス整備事業
・新規就農支援事業
・農業次世代人材投資事業
・山村集落活性化事業
・中山間地域等直接支払交付金事業

② 林業の振興

○基本的方向

森林資源の効率的な活用と生産性の向上により、新たな雇用の創出に繋げていくほか、保水力のある森林づくりを推進する。

○具体的施策とK P I

ア) 原木生産量の拡大

- ・森林作業道の整備、森林施業の集約化の促進、自伐林家等への支援の充実等により、民有林、村有林等の間伐面積の増加を図る。

イ) 森林の保全

- ・国有林や村有林、民有林等での広葉樹の森づくり等保水力のある森林整備を推進する。

ウ) 森林環境譲与税の活用

- ・森林環境譲与税を活用し、森林施業を促進することで、村内の森林整備を推進する。

エ) 特用林産の振興

- ・きのこ類等の特用林産物の生産・販売を促進することで、村内農林業者の所得向上を図る。

オ) 雇用の促進

- ・原木生産量の拡大を図ることにより村内の林業事業体の事業量を増加させ、林業労働者の雇用の場を創出する。

K P I

- 村有林間伐（切捨含む）面積（累計）：令和6年度 55.0 h a
（平成30年度実績 38.6 h a）
- 村有林原木生産量（単年）：令和6年度 516 m³/年（平成30年度実績 0 m³）
- 新規林業就業者数：令和6年度 15 人/5 年（平成30年度実績 13 人）

具 体 的 な 事 業

・民有林の間伐、作業道開設等への支援事業
・森林経営計画策定の促進事業
・林業事業体への新規林業就業者雇用・育成に対する助成事業
・村が整備する公共建築物における村産材の利用促進
・特用林産物生産に対する支援事業
・里山林保全に対する支援事業
・三原米の里多様な森林づくり事業
・広葉樹の森づくり事業

③ 食品等製造業の振興、地産地消の徹底、外商の推進

○基本的方向

地場産品を使った商品の開発を強化し、ニーズを踏まえた外商活動を支援していく。また、農家と連携した地場産品の給食利用等を促進し地産地消を推進する。

○具体的施策とK P I

ア) 地域の資源や農産物を活用した特産品開発・販売の推進

- ・米やどぶろく、ユズ、トマト等村内の特産品を加工した新商品開発及び販路拡大などへの支援を展開する。
- ・三原村集落活動センターと連携し、地域の農林産物等を活用した新たな商品開発や販路拡大等に取り組む加工グループ団体等を育成・支援する。
- ・石質日本一とも言われる本村採掘の硯原石を加工する土佐硯の生産及び販売を支援する。

イ) 地産地消の推進

- ・「みはらのじまんや」における品揃えの充実などにより、村内での消費を啓発・促進する。
- ・生産地としての生産力の強化、地産地消に対する意識向上、地域産品の販路拡大、住宅・村内公共施設等への村産材の利用促進、農家と連携した地場産品の給食利用の促進など、多方面から施策を展開していくことで、地産地消の推進を図る。

ウ) 外商の推進

- ・村外からの外貨を稼ぐため、商談会やフェア等への出展、ニーズを踏まえた商品の磨き上げ支援などの外商活動を支援する。
- ・高知県地産外商公社や幡多広域地産外商推進協議会等と連携した支援体制の構築や地域の事業者の県外商談会等への参加の促進などにより、特産品の販路拡大に繋がる取り組みを進める。

エ) 起業・企業立地の推進

- ・豊かな自然や情報インフラ等を活用し、起業家、企業などのニーズに対応することで、起業・企業立地を推進し、村の産業振興につなげる。

K P I

- どぶろく販売額（単年）：令和 6 年度 15,000 千円（平成 30 年度実績 10,370 千円）
- ユズ加工品販売額（単年）：令和 6 年度 70,000 千円（平成 30 年度実績 45,542 千円）
- 「みはらのじまんや」での直販販売額（単年）
令和 6 年度 15,000 千円（平成 30 年度実績 12,913 千円）
- 学校給食の食材の地元業者の活用割合（金額ベース）（単年）
令和 6 年度 45%（平成 30 年度実績 35.7%）
- 村の支援する起業・企業立地数（累計）：令和 6 年度 5 件（平成 30 年度実績 4 件）

具 体 的 な 事 業

- | |
|---------------------------|
| ・新商品開発支援 |
| ・販路拡大事業（山村集落活性化事業 等） |
| ・商談会等参加支援（幡多広域地産外商推進事業 等） |
| ・村が整備する公共建築物における村産材の利用促進 |
| ・学校給食における村産食材の利用促進 |
| ・起業、企業立地への支援 |

④ 観光の振興

○基本的方向

- ・ 県や幡多地域の市町村と連携し、周辺を山や川などに囲まれた豊かな自然環境のもと、村内の農泊交流施設や農家民宿、ヒメノボタンの里公園の取り組み等を活かして、交流人口の拡大や滞在型体験型観光を推進する。

○具体的施策と KPI

ア) 観光商品をつくる

- ・ 山菜取り体験や土佐硯づくり体験など、三原らしさを取り入れた体験メニューを充実するとともに、農林産物や加工品の特産品開発に取り組む等、地域の観光資源の磨き上げを図る。
- ・ 景観林の整備やエビやカニ等の川の資源の持続的利用体制の整備等を進め、観光資源として有効活用を図る。

イ) 観光商品を売る

- ・食や自然等市場のニーズやターゲットに合った新商品の検討に取り組む。
- ・県や近隣市町村と連携して、「ふれあい広場」を活用したスポーツツーリズムの確立に向けた取り組みを進める。

ウ) 観光客をもてなす

- ・農泊交流施設の整備等により村内の宿泊機能を強化し、観光振興を経済活性化につながる仕組みを構築する。
- ・HP等による観光情報の発信を積極的に行うとともに、Wi-Fiなど情報インフラの整備を進め、その利便性を高める。
- ・外国人観光客に対応するための観光案内板やパンフレットの多言語化の整備を図る。

エ) ヒメノボタンの里の展開

- ・星ヶ丘公園を核にしたヒメノボタンの里づくりの取り組みを更に充実させるとともに、公園の整備も進め、来園者の増加に努める。

オ) 幡多広域観光協議会との連携推進

- ・幡多広域観光協議会を核とした広域連携の取り組みを進めることにより、本村への誘客促進に繋げる。

K P I

- 主な宿泊施設の宿泊客数（単年）：令和6年度 3,500人（平成30年度実績 1,116人）
- 観光体験メニュー利用者数（単年）：令和6年度 100人（平成30年度実績 15人）
- ふれあい広場グラウンド利用者数（単年）
令和6年度 2,500人（平成30年度実績 1,236人）
- 星ヶ丘公園来園者数（単年）：令和6年度 10,000人（H30年度実績 6,810人）
- 広域における一般観光客数（単年）：令和6年度 1,244,966人
（平成30年度実績 1,180,466人）
- 広域におけるスポーツ客数（単年）：令和6年度 191,177人
（平成30年度実績 178,977人）
- 広域組織に求められる5つの機能強化 強化
 - ① 商品の企画・立案
 - ② 商品の造成、販売、取扱
 - ③ 広報、情報発信、窓口
 - ④ 地域の人材育成

⑤ 観光産業化

具 体 的 な 事 業
・ 農泊交流施設の利用促進
・ 体験メニュー開発支援
・ ふれあい広場の利用推進
・ 観光情報の発信強化、多言語化
・ ヒメノボタンの里公園整備事業
・ ヒメノボタンの里公園運営事業
・ 観光振興に係る組織の強化
・ 広葉樹の森づくり事業
・ 川の資源の持続的利用体制の整備
・ 幡多広域連携（幡多広域観光協議会）による周遊観光の推進 （幡多広域における滞在型・体験型観光の推進、四万十・足摺エリア誘客推進事業）

<基本目標②> 「新しい人の流れをつくる」

○基本的方向

・移住の促進

空き家改修等の支援を通じて、定住しやすい環境を整備するとともに、それらの取り組みを積極的に村外に情報発信していくことで、本村への移住を促進する。

・担い手の確保

農林業等が連携し、それぞれの分野で雇用の創出に取り組んでいくことで、年間を通した雇用の場を確保するとともに、関係機関と連携した研修事業等を通じて、1次産業や伝統工芸の担い手を確保していく。

○具体的施策と KPI

① 移住の促進

・「三原を知って、好きになってもらう」、「移住に関心を持ってもらう」、「移住に向けた主体的な行動に移ってもらう」ために、雇用、住居、生活サービスなどの充実にも総合的に取り組んでいく。

・「定住するなら三原村」というイメージをもってもらえるよう、「住む場所」、「子育て環境」、「農林業による雇用環境の整備」など実効性の高い政策を実施し、移住希望者の関心を引き付ける情報をホームページ等を通じて発信していく。

② 住環境の整備

・移住・定住向けの空き家改修や賃貸住宅の整備等を推進することにより、移住・定住しやすい環境を確保するとともに、移住促進共同住宅等に関する情報提供に取り組んでいく。

・星ヶ丘団地の宅地分譲について、情報発信を強化し、宅地の販売を進める。

③ 担い手の確保

・高齢化等により各種担い手の減少が危ぶまれることから、各種の研修事業や地域おこし協力隊事業等を活用し、担い手を確保していく。

・県の農業担い手育成センターと連携して、情報発信に努めるとともに、県外で開催される就業相談会（U・Iターン）等において、就業希望者に対して研修・支援事業等をPRして農業後継者の確保に繋げる。

・林業については、効率的に原木生産量の拡大を図るなど、森林事業体での雇用の場を増や

すほか、県立林業大学校等との連携を強化して担い手としての人材を確保していく。

- ・本村採掘の硯原石を加工する職人の後継者を確保、育成するため、土佐硯石加工生産組合が実施する研修生の受け入れを支援する。

K P I

- 村外からの移住者数（単年）：令和6年度25人（平成30年度実績15人）
- 移住相談件数（単年）：令和6年度80件（平成30年度実績60件）
- 居住可能な空き家の新規整備数：令和6年度20軒/5年（平成30年度実績20軒）
- 星ヶ丘団地の宅地購入数（累計）：令和6年度60区画（平成30年度実績37区画）
- 汚水処理人口普及率（累計）：令和6年度75.0%（平成30年度実績72.3%）

具 体 的 な 事 業

・三原村ホームページの充実事業
・各種メディアを通じた情報発信の強化
・三原村のブランドイメージの向上
・移住相談会、移住フェア、移住体験ツアーの実施
・移住相談員の配置
・地域おこし協力隊員の配置
・空き家改修の推進
・移住・定住向け賃貸住宅の整備の推進
・宅地購入についてホームページ等でのPR、周知
・学力取得、英語教育等を始めとする教育の魅力化
・保育環境の整備を始めとする子育て環境の充実
・研修手当・就農給付金の支給を始めとする、相談・研修から就農までの新規就農への支援
・林業事業体への新規林業就業者雇用・育成に対する助成等林業の雇用増加に対する支援
・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業
・生活排水環境整備事業

<基本目標③> 「子育て及び人づくりの環境整備」

○基本的方向

・安心して子育てできるための環境整備

誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう妊産婦・乳幼児等に関する保健事業を充実するとともに、働きながら子育てできる環境づくりや子育てに係る経済的な負担軽減を図る。

・人材の育成

特色のある教育の推進と地域全体での教育支援を充実することで、地域に誇りを持ち村の将来を担う人材を育成していく。

○具体的施策と KPI

① 妊娠・出産・子どもの健康のための環境整備

・誰もが安心して妊娠・出産できるよう、妊産婦、乳幼児に対する保健の充実、不妊に悩む方に対する助成、小児慢性特定疾患対策の推進、周産期及び小児医療体制の情報提供を図る。

・子育て世代包括支援センターの設置等により、妊娠、出産、子育て等に関する相談・マネージメント体制を強化する。

② 子育て支援策の充実

・子育てしながら安心して働き続けられるよう、保育サービスの充実や子育てにかかる経済的負担の軽減、安心して子育てできる生活環境の整備等を行う。

・就学前の教育、保育、地域の子育て支援などの取り組みについて、保・小・中の連携をさらに強化し、一貫した教育、保育環境を整え、量的拡充と質の向上を図る。

③ 人材の育成

・国際感覚豊かな人材の育成

三原小学校の高学年児童（4年生～6年生）を対象とし、国際交流員が企画する交流会を開催し、国際的な交流を深め、中学生の海外派遣に繋げる。

三原中学校の生徒を海外に派遣し、現地での生活や現地学校の学生との交流を通じて、外国語による表現力と理解力を高めるとともに外国人に対する正しい人権意識を深め、国際感覚豊かな人材を育成する。

・地域に誇りを持てる人材の育成

村の豊かな自然、歴史、文化を知るための活動等を通して、地域に愛着と誇りを持てる人材を育成することで、将来地域社会に貢献出来る人づくりを進める。

・確かな学力の定着

学校教育及び放課後学習の更なる充実や教育環境の整備等により、生徒の学力の確かな定着及び更なる向上を図る。

・放課後子ども教室の開催

宿題や基礎学習、軽スポーツや人との交流体験を行うといった放課後の子どもたちが安全に活動できる場の提供を図る。

・地域との連携による教育支援

村の未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校・家庭・地域が協力連携し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取り組みを組み合わせ合わせた教育支援を行う。

・地域と共にある公民館

新設される公民館の環境を活かし、公民館教室や図書室等の活用を促進し社会教育の充実を図る。

K P I

- 0～4歳児人口（単年）：令和6年度35人（平成31年3月末現在25人）
- 妊娠11週以下での妊娠の届出率（単年）：令和6年度100%（平成30年度実績80%）
- 1歳6ヶ月児健診の受診率（単年）：令和6年度100%（平成30年度実績100%）
- 3歳児健診の受診率（単年）：令和6年度100%（平成30年度実績100%）
- 三原村子育て支援センターの利用者数（単年）
令和6年度720人（平成30年度実績572名）
- 中学生みらい教室利用率（単年）：令和6年度50%（平成30年度実績0%）
- 放課後子ども教室利用率（単年）：令和6年度利用率65%（平成30年度実績39%）
- 公民館教室数・利用回数（単年）：令和6年度10教室・200回
（平成30年度実績9教室・176回）
- 公民館利用回数（単年）：令和6年度40回（平成30年度実績24回）
- 図書室利用人数（単年）：令和6年度850人（平成30年度実績754人）
- 図書貸出冊数（単年）：令和6年度1,200冊（平成30年度実績1,150冊）

具 体 的 な 事 業
<ul style="list-style-type: none"> ・母体管理の徹底と産前・産後ケアの充実 <ul style="list-style-type: none"> ☆母子手帳交付時に「交付時アンケート」の実施 ☆妊婦健康診査の費用の助成 ☆不妊治療費の経済的負担軽減 ☆出産後の母子のケアのための保健師の訪問
<ul style="list-style-type: none"> ・健やかな子どもの成長、発育への支援と母子保健の充実 <ul style="list-style-type: none"> ☆出生から1ヶ月後の健康診査の費用の助成 ☆小児慢性特定疾病児童の経済的な負担軽減 ☆出生時に医師が未熟児として入院養育を認めた者に対する医療費の助成 ☆出生から18歳に達する日以降における最初の3月末までの者に対する医療費の助成 ☆重度心身障害児に対する医療費の助成 ☆三原村子育て支援センター事業の充実 ☆3歳児・1歳6ヶ月児対象に、年4回検診を実施 ☆乳幼児の健康相談、母親同士の交流の場として、なかよし広場の開催 ☆7ヶ月児の乳児に対して絵本の配布 ☆任意の予防接種に対しての助成
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの設置
<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療体制・小児救急医療体制の情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに係わる経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ☆保育サービス利用料、学校給食費の無料化の継続 ☆ゆりかご祝い金、子宝助成金の継続 ☆0歳から18歳に達する日以降における最初の3月末日までの医療費助成 ☆生活保護に準じて生活に困窮している児童生徒の保護者に対して学用品費等を限度額内で支給を継続 ☆子育て世帯支援事業：18歳未満の子どもがいる世帯に対する支援
<ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育、一時預かり保育の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安に対する相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ☆要保護児童対策地域協議会、障害児等相談支援に関する事業等により、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級支援員及び学習支援員配置に対する支援
<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流会事業
<ul style="list-style-type: none"> ・三原村中学生海外派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ☆外国語の表現力及び理解力並びにコミュニケーション能力の育成 ☆事業を目指した英語学習の推進（CIRの活用等） ☆国際的なマナーの修得（社会人としての基礎）

<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部事業 <ul style="list-style-type: none"> ☆三原村の豊かな自然、歴史、文化を知るための、季節ごとの活動等の実施 ☆関係者等で構成する運営委員会の設置 ☆学校と地域を繋ぐ調整役として「コーディネーター」の配置 ☆学校の依頼に応じた教育支援活動の実施（地域住民（学校支援者）の人材確保）
<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上に向けた事業 <ul style="list-style-type: none"> ☆学力向上支援員を配置し、授業や長期休業中の補習支援、放課後の加力学習の支援等を実施 ☆学習支援員の配置（ICT支援員含む） ☆中学生みらい教室の開講
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室事業 <ul style="list-style-type: none"> ☆子どもたちが安全に活動できる場の提供 ☆子どもたちに社会的マナーの修得を図る ☆英語講座の実施等の学習支援
<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館活動の活性化
<ul style="list-style-type: none"> ・図書室利用の促進

<基本目標④> 「地域の連携により人々の暮らしを守る」

○基本的方向

・集落活動センターを中心とした地域活性化

地域連携の拠点である「三原村集落活動センターやまびこ」を中心に、地域の資源や特性を生かした産業づくり、住民の憩いの場となる店舗づくり、移住者の受け入れ、高齢者が生きがいを持って働く場の確保など、住民主体で地域の支え合いや活性化に向けた取り組みを推進する。

・地域の生活の維持

集落営農組織や自主防災組織の拡充機能強化、地域文化の振興、移動手手段の確保等の豊かに暮らせる地域づくりに向けた取り組みを進めていく。

○具体的施策と KPI

① 地域の連携

ア) 集落活動センターの取り組みへの支援

・住民主体で、地域の支え合いや活性化の拠点となる「三原村集落活動センターやまびこ」の取り組みを支援する。

・集落活動センターの活動の一つとして、高齢者の雇用と所得の向上を目指し、施設園芸農業を展開する。

イ) 集落営農の推進

・研修会等を通じてリーダーとなる人材の育成を図ることにより、集落営農の取り組みを村内全域に広げていく。

・集落営農組織など既存組織の強化と新たな組織の設立を推進していくとともに、それらの組織の法人化を目指す。

ウ) 自主防災組織等の強化

・人口の減少や高齢化の進行に伴い、弱体化することが懸念される地域の支えあいネットワークの維持、強化を図り、村内各地において共助を中心とした防災等の対策を進めていく。

・災害時の避難場所等の整備を図る。

エ) 地域文化の振興

・地域の伝統文化の保存継承の実態把握に努め、継承者の育成・確保を図る。

- ・地域文化に対する村民の関心を高め、文化芸術活動の環境づくりを進める。

オ) 高齢者が活躍できるための環境整備

- ・高齢者が地域の支えとして活躍できるよう、地域の実情を把握しながら、健康づくりと生きがいづくりのための活動を支援する。
- ・各地区の集会所を活用し、地域福祉の拠点となる「あったかふれあいセンター」の機能の強化と活動の充実等を図る。

② 鳥獣被害対策の推進

- ・小規模農地への柵の整備、集落ぐるみによる設置後の獣害防止柵の維持管理体制の整備を推進する。
- ・有害鳥獣捕獲については、村内狩猟者の高齢化に伴い、狩猟免許取得者の減少が懸念されるため、新規狩猟者の確保とともに、ICT技術の導入等により狩猟技術の向上を図り、捕獲の体制を整備する。

③ 地域の生活支援

- ・生活用品等を得るための買い物等の拠点となる「みはらのじまんや」の運営維持をするための取り組みを支援する。
- ・村営バスの利用促進を図るとともに、これを補完するきめ細やかな移動手段の確保を支援する。

④ 健康づくりの推進

- ・地域住民が安心して健やかに暮らすことができるように、住民が自らの健康状態を知り、積極的に健康づくりに取り組む取組を推進する。
- ・三原村診療所を維持し、必要な医療体制の維持に努める。

K P I

- 集落活動センター数（単年）：令和 6 年度 1 センター（平成 30 年度実績 1 センター）
- みはらのじまんやの売上高（単年）：令和 6 年度 75,000 千円
（平成 30 年度実績 72,830 千円）
- 防災士登録者数（累計）：令和 6 年度 20 人（平成 30 年度実績 11 人）
- 防災士存在地区数（累計）：令和 6 年度 14 地区（平成 30 年度実績 5 地区）
- 住宅耐震数：令和 6 年度 25 棟/5 年（平成 30 年度実績 20 棟）
- 住宅撤去数：令和 6 年度 28 棟/5 年（平成 30 年度実績 12 棟）
- あったかふれあいセンター事業実施地区（単年）
令和 6 年度 14 地区（平成 30 年度実績 13 地区）
- 地域の集いの場実施率（単年）：令和 6 年度 100%（平成 30 年度実績 70%）
- 有害鳥獣駆除・捕獲数（狩猟期間の捕獲は除く）（単年）
令和 6 年度 シカ 200 頭/年・イノシシ 150 頭/年
（平成 30 年度実績 シカ 169 頭/年・イノシシ 129 頭/年）
- 村内狩猟免許保持者（全体）（累計）：令和 6 年度 35 人（平成 30 年度実績 29 人）
- 村営バス利用者数（延べ人数）（単年）
令和 6 年度 6,000 人（平成 30 年度実績 5,530 人）
- 特定健康診査受診率（単年）：令和 6 年度 60%（平成 30 年度実績 50.1%）
- がん検診受診率（単年）：令和 6 年度（平成 30 年度実績 17.03%）
 - ・胃がん 30%
 - ・大腸がん 35%
 - ・子宮頸がん 30%
 - ・肺がん 45%
 - ・乳がん 35%（平成 30 年度実績
 - ・胃がん 11.1%
 - ・大腸がん 21.2%
 - ・子宮頸がん 0%
 - ・肺がん 31.9%
 - ・乳がん 23.7%

具 体 的 な 事 業

- ・ 集落活動センターの取り組み支援
- ・ 集落支援員の導入
- ・ 園芸用ハウス整備事業（再掲）
- ・ 集落営農支援事業（再掲）
- ・ 防災に係る集落支援（防災士養成事業等）
- ・ 住宅耐震・撤去事業
- ・ 伝承芸能保存・継承事業（総社祭の開催等）
- ・ あったかふれあいセンターの機能強化
- ・ 安心生活創造推進事業
- ・ 集落単位の鳥獣被害防止体制の整備
- ・ 新規狩猟者の確保、獣害防止柵の整備、捕獲機材の導入等
- ・ 村営バスの利用促進
- ・ タクシー利用者への助成
- ・ 特定健康診査の受診率向上